

名古屋市環境基本条例に基づく  
環境目標値の設定について  
(答 申)

第Ⅰ部 大気汚染に係る環境目標値

第Ⅱ部 水質汚濁に係る環境目標値

平成17年5月  
名古屋市環境審議会



## 目 次

### 第Ⅰ部 大気汚染に係る環境目標値

1	環境目標値の設定に至る背景	I-1
2	現行の環境目標値及び課題	I-1
3	大気環境の現況	I-2
4	環境目標値の設定に当たっての考え方	I-3
5	環境目標値の達成に向けた取組及び達成時期について	I-4
6	環境目標値	I-6
7	今後の進め方について	I-7
8	市民に分かりやすい指標等について	I-7
	(資料1) 大気汚染物質の経年変化	I-8
	(資料2) 大気汚染物質の排出量	I-11
	(資料3) NO <sub>2</sub> 及びSPM 将来予測値	I-12
	(参考資料1) 大気の汚染に係る環境基準	I-13
	(参考資料2) 大気の汚染に係る環境基準の評価方法	I-14
	(参考資料3) 名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本 条例に基づく環境目標値の設定について(諮問)	I-15
	(参考資料4) 「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な 考え方について」の答申(平成14年7月)における環境 目標値のあり方について	I-16
	(参考資料5) 環境目標値大気部会委員名簿	I-17
	(参考資料6) 環境目標値大気部開催状況	I-18
	(参考資料7) 中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する 部会の意見	I-19
	(参考資料8) 主な大気関係用語	I-28

### 第Ⅱ部 水質汚濁に係る環境目標値

1	環境目標値設定に至る背景	Ⅱ-1
2	現行の環境目標値及び課題	Ⅱ-1
	(1) 現行の環境目標値	Ⅱ-1
	(2) 課題	Ⅱ-4
3	水質環境の現況	Ⅱ-4
4	環境目標値設定の考え方	Ⅱ-4
	(1) 基本的な考え方	Ⅱ-4
	(2) 目標値の構成について	Ⅱ-5

5	水の安全性に関する項目	II-5
6	水質の汚濁に関する項目	II-5
	(1) 地域区分の考え方	II-5
	(2) 地域区分	II-6
	(3) 項目設定の考え方	II-7
	(4) 環境目標値(水質の汚濁に関する項目)	II-8
7	水質の測定方法等について	II-9
8	環境目標値の達成年度について	II-9
9	環境目標値の達成のために	II-9
10	今後の進め方について	II-10

(資料1) 市内の河川及び海域の水質経年変化

II-11

(資料2) 市内の主要なため池の水質経年変化

II-11

(参考資料1)

II-12

1 水質汚濁に係る環境基準

II-12

2 水浴場水質判定基準

II-17

(参考資料2) 名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本

条例に基づく環境目標値の設定について(諮問)

II-18

(参考資料3) 「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な

考え方について」の答申(平成14年7月)における環境

目標値のあり方について

II-19

(参考資料4) 環境目標値水質部会委員名簿

II-20

(参考資料5) 環境目標値水質部会開催状況

II-21

(参考資料6) 中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する

部会の意見

II-22

(参考資料7) 主な水質関係用語

II-29

## 第 I 部 大気汚染に係る環境目標値



## 1 環境目標値の設定に至る背景

従来、環境目標値は、名古屋市公害防止条例第7条の規定に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保するうえで維持されるべき目標値」として、大気の汚染及び水質の汚濁について設定されていた。

名古屋市では、平成15年3月、名古屋市公害防止条例を全面改正し、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「環境保全条例」という。）」を制定したが、その改正に伴い、環境目標値は、環境行政を計画的・総合的に推進していく上での目標・指針として、その設定根拠を環境基本条例に移行したところである。

新しい目標値が告示されるまでの間は、現行の環境目標値は「環境基本条例に基づき定められた環境目標値」とみなされているが、公害防止条例に基づき環境目標値を設定しようとした昭和40年代後半と比較して、環境問題を取り巻く状況も大きく変化しており、環境に対する市民の関心が高まっている中、新しい環境目標値を設定していくことが必要となった。

## 2 現行の環境目標値及び課題

### (1) 現行の環境目標値

物質名	環境目標値	達成年度
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	昭和53年
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること	昭和66年 (平成3年)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	維持され、又は早期に達成されるよう努める。

### (2) 課題

- ア 環境目標値の中には、設定当時と比較し、大気の様子が大幅に改善され、目標値を大きく下回る状況にあり、目標値としての意義が薄れているものがある。
- イ 環境目標値が設定されている物質の中には、数々の対策を講じたにもかかわらず、十分な大気環境の改善につながっていないものがある。
- ウ 環境基準が定められている物質は、最新の知見を基に順次追加されてきているが、環境目標値は昭和60年以降見直されていない。

### 3 大気環境の現況

現在、環境基準の定めのある物質に係る名古屋市内の大気環境の現況は、次のとおりである。

物質名	状 況
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	昭和 43 年度をピークに大幅に改善し、過去 10 年間は横ばいで推移している。三宅島の噴火の影響を受けた平成 12 年度を除き、昭和 55 年度から、環境基準及び環境目標値を全測定局で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	昭和 50 年度をピークにその後改善し、過去 10 年間は横ばいで推移している。平成 15 年度には、環境基準については、29 測定局中 27 測定局で達成し、その達成率は 93%であったが、環境目標値は 2 局で達成したにとどまった。
一酸化炭素 (CO)	昭和 45 年度をピークに大幅に改善し、過去 10 年間は改善傾向で推移している。環境基準は、昭和 45 年度から全測定局で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	昭和 48 年度をピークにその後改善し、過去 10 年間は改善傾向で推移している。平成 14 年度までは環境基準及び環境目標値を達成していない測定局もあったが、平成 15 年度には全ての測定局において達成した。
光化学オキシダント (Ox)	昭和 50 年度をピークにその後改善したが、過去 10 年間は横ばいで推移し、環境基準もほとんど達成していない状況である。
ベンゼン	平成 10 年度から測定しているが、改善傾向で推移している。平成 13 年度までは環境基準を達成していない調査地点もあったが、平成 14 年度以降環境基準を全ての調査地点で達成している。
トリクロロエチレン	平成 10 年度から測定しているが、ほぼ横ばいで推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
テトラクロロエチレン	平成 10 年度から測定しているが、改善傾向で推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
ジクロロメタン	平成 10 年度から測定しているが、ほぼ横ばいで推移している。環境基準は測定開始以降、全ての調査地点で達成しており、その濃度は大幅に下回っている。
ダイオキシン類	平成 4 年度から測定しているが、現在は大幅に改善され、平成 12 年度以降全ての調査地点で達成している。

#### 4 環境目標値の設定に当たっての考え方

環境基準は、国が全国的にみて「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められたものである。

一方、環境目標値については、その考え方は、「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」（平成14年7月26日名古屋市環境審議会答申）において示されており、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものであり、市自らもその達成に向けて様々な対策を行うものである。

当部会では、名古屋市内の大気環境の現況に鑑みて、重点的に市が取り組むことが必要である物質について環境目標値を設定すべきと考え、環境基準が定められている10物質について検討した。その結果、環境基準がここ数年達成されていない物質について環境目標値を定める必要があるとの結論に達した。

すなわち、環境目標値を定める大気汚染物質は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びベンゼンの4物質とすべきである。なお、現在、環境目標値を定めている大気汚染物質のうち、二酸化硫黄については、環境濃度が環境基準よりかなり下回っているため、改めて環境目標値を定める必要はないと考える。しかし、将来の環境状況の変化に対応するため、監視は引き続き行う必要がある。

また、これらの物質の環境目標値の値について検討した結果、人の健康に関する点で考えれば、全国一律であるべきで、環境基準に準じて設定すべきである。

浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及びベンゼンについては環境基準と同一の目標値とし、二酸化窒素については環境基準のゾーンの下限值である現行の環境目標値を継続すべきである。

したがって、当部会は、大気の汚染に係る環境目標値を以下のとおりに定めるべきと考える。なお、評価方法は環境基準と同一とすべきである。

##### 新しく設定する環境目標値（案）

大気汚染物質	目 標 値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
ベンゼン	年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること

（評価方法：環境基準と同一）

## 5 環境目標値の達成に向けた取組及び達成時期について

大気の汚染に係る環境目標値としては、先に掲げたとおり定めるべきであると考え、以下においては、その達成に向けた取組と達成時期（目途）について考察することとする。

### (1) 二酸化窒素について

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の環境濃度は、昭和50年度をピークにその後改善したが、過去10年間は横ばいで推移しており、平成15年度は環境目標値を2局で達成したにとどまった。

名古屋市は、これまで大気汚染防止法によるばい煙発生施設に対する規制及び自動車排出ガス規制に加え、環境保全条例による工場等に対する総量規制、大規模工場等に対する煙道監視、さらには国をはじめとする関係機関や関係団体からなる名古屋市自動車公害対策推進協議会を通じて、交通量対策、交通流対策など各種対策を実施し、大気環境の改善に努めてきた。

これらの対策により、市内から排出された窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出総量は、平成9年度には約20,000トンであったが、平成12年度には約17,000トンに減少した。

平成9年度を基準年度として、国による排出ガス規制（新長期規制）の強化、自動車NO<sub>x</sub>・PM法による車種規制の実施、低公害車等のエコカーの普及、エコドライブの実施、建設工事から発生するNO<sub>x</sub>削減対策等の着実な推進を前提条件として、愛知県が行ったシミュレーション<sup>注</sup>結果では、平成22年度までにNO<sub>x</sub>の総排出量は約12,000トンとなると予測している。

また、NO<sub>2</sub>の環境濃度は、平成22年度には、環境基準（0.06ppm以下）を全測定局で達成し、環境目標値を一般環境測定局の2/3（11局/17局）、自動車排出ガス測定局でも1/4（3局/12局）で達成し、全測定局で0.05ppm以下となると予測している。

このような状況を踏まえ、環境目標値の達成について「早期に達成するよう努める」と設定すべきと考える。

今後、このシミュレーションの前提条件の確実な実施に努めるとともに、この条件は環境基準を達成するためのものであり、環境目標値を達成するためには、この条件以上の対策を市として積極的に進める必要がある。

したがって、名古屋市は以下のことを進める必要がある。

- ① 自動車の排出ガス規制について、ポスト新長期規制（新長期規制以降の規制）について早期に実現を図るよう国に働きかけること
- ② 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の車種規制により排出基準を満たさない自動車は順次廃車されるが、新長期規制適合車より環境性能が劣る自動車は相当数存在することから、できる限り早期に新長期規制適合車以上の環境性能を有する自動車へ代替促進する施策を検討・実施すること
- ③ エコカーについては、公用車をはじめ市内の自動車を、より環境性能が高いものへ代替促進する施策を検討・実施すること

④ アイドリング・ストップを始めとするエコドライブについて、市民に浸透させる施策を検討・実施すること

⑤ 公共工事における排出ガス対策型建設機械の使用を推進すること

これらを含む自動車公害対策関連の施策を総合的に実行していくため、自動車環境対策計画（仮称）を策定し、計画的に取り組むべきである。

さらに、市民、事業者及び国をはじめとする関係行政機関とともに協力し、公共交通機関の更なる整備、市域周辺や都心外周でのパークアンドライドの推進、高度道路交通システム（ITS）による移動支援などにより、公共交通の利用促進（公共交通と自動車の利用割合を3：7から4：6へ転換）及び自動車交通の円滑化を図ることが必要である。

また、長期的には、トランジット・モールおよび、課金や法規制を含めた流入抑制やロード・プライシングについても実施の可否を含めて調査・検討していくことが必要である。

注）愛知県が「今後の窒素酸化物及び粒子状物質対策のあり方について（愛知県環境審議会答申平成15年7月11日）」を検討する際に実施した大気汚染物質の将来予測のシミュレーション

## (2) 浮遊粒子状物質について

浮遊粒子状物質（SPM）の環境濃度は、昭和48年度をピークにその後改善し、過去10年間では減少傾向にある。平成14年度までは環境目標値を達成していない測定局もあったが、平成15年度には全ての測定局において達成した。

SPMの濃度は年度毎に多少の変動があることから、今後の経過を監視することが必要であり、環境目標値については「達成し、維持するよう努める」と設定すべきと考える。

名古屋市は、今後、工場・事業場については、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙及び粉じんの規制を継続実施するとともに、自動車排出ガス対策としては、NO<sub>x</sub>対策として掲げている施策を推進していくことが重要である。

今後、大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物（VOC）対策を本格的に始めること、また、自動車NO<sub>x</sub>・PM法や排出ガス規制による粒子状物質（PM）対策の効果が現れてくる等により、SPMの環境濃度は減少していくものと考えられる。

## (3) 光化学オキシダントについて

光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）の環境濃度は、昭和50年度をピークにその後改善したが、過去10年間は横ばいで推移しており、環境基準もほとんど達成していない状況である。

全国的には、近年、濃度が上昇傾向にあり、注意報の発令日数は昭和50年代初期の水準まで悪化し、被害届出人数が千数百人程度となる年がある。

O<sub>x</sub>は自動車や工場から排出されたNO<sub>x</sub>や炭化水素類などの一次汚染物質が、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質であり、その生成メカニズムは複雑である。

このような現状を踏まえると、環境目標値の達成については「早期に達成するよう努める」と設定せざるをえないと考える。

今後、大気汚染防止法に基づく VOC 対策を本格的に始めること、自動車 NOx・PM 法による NOx 対策の効果が現れてくること、さらに、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）及び環境保全条例により工場・事業場における化学物質の自主的な適正管理が促進すること等により、光化学オキシダントの環境濃度は徐々に改善されてくると期待しているが、今後とも注視していかなければならない。

#### (4) ベンゼンについて

ベンゼンの環境濃度は改善傾向にあり、平成 11 年度から平成 13 年度には環境基準を達成していない調査地点もあったが、平成 12 年にガソリン中のベンゼンが規制強化されたこと及び工場等による化学物質の自主管理により、平成 14 年度及び平成 15 年度には全ての調査地点で環境基準が達成された。

しかし、ディーゼル車に起因するベンゼンの生成もあることから、道路沿道のベンゼン濃度について監視体制を強化し、引き続き監視していく必要がある。

このような状況を踏まえ、環境目標値については「達成し、維持するよう努める」と設定すべきと考える。

また、ベンゼンは揮発性有機化合物であり、SPM や O<sub>x</sub> の原因物質となり、その対策が求められている。

今後、大気汚染防止法に基づく VOC 対策を本格的に始めること、PRTR 法と環境保全条例により、工場・事業場に対して化学物質の自主的な適正管理を促進すること等により、ベンゼンの濃度は減少していくものと考えられる。

## 6 環境目標値

以上のことから、当部会においては、以下のとおり環境目標値を定めるべきであると結論づけたところである。

物質名	目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること	早期に達成するよう努める
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること	達成し、維持するよう努める
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	早期に達成するよう努める
ベンゼン	年平均値が 3 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	達成し、維持するよう努める

(評価方法：環境基準と同一)

## 7 今後の進め方について

毎年、環境目標値の達成状況を把握するとともに、一定の時期において、施策の実施状況等について点検・評価することが必要である。

さらに、環境目標値についても、大気環境の状況及び施策効果等を鑑みて、一定の時期に見直しを検討することが必要である。

## 8 市民に分かりやすい指標等について

“市民に分かりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい”との答申を受けて、市民に分かりやすい自然環境指標について検討したが、現段階では、環境目標値の補助指標として設定することは困難である。しかし、指標として取り入れることができるよう、引き続きデータ収集に努めていくことは必要である。

大気汚染を改善するには、行政・事業者の努力のみでなく、市民一人ひとりが大気汚染の状況に関心を持ち、それを改善するための具体的な行動を起こすことが大切である。そのため、今後、名古屋市は、アサガオなどの身近な植物の観察、ペットボトルを利用した調査、二酸化窒素の簡易測定、視程調査などの市民が参加して簡単に大気汚染の状況を調査する方法を示していくことが必要である。さらに、市民団体をはじめ多く市民とともに調査を行い、お互いに情報を交換しながら、大気汚染の改善に向けた自主的な行動に結びつけていく仕組みをつくる必要がある。

## 大気汚染物質の経年変化

物質名		年度	S48	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	
大気汚染常時監視	二酸化硫黄	年平均値(ppm)	0.027	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004	
		環境基準達成局の割合 (長期的評価)	3/17	23/23	23/23	23/23	23/23	22/22	22/22	1/20	18/18	18/18	11/11	
		(達成率%)	(18)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(5)	(100)	(100)	(100)	
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	-	23/23	23/23	23/23	23/23	22/22	22/22	0/20	6/18	7/18	7/11	
		(達成率%)	-	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(0)	(33)	(39)	(64)	
	窒素酸化物	二酸化窒素	年平均値(ppm)	0.027	0.030	0.030	0.031	0.031	0.030	0.029	0.030	0.030	0.030	0.030
			環境基準達成局の割合	7/10	24/27	26/27	21/27	23/27	25/26	26/26	25/27	29/29	28/30	27/29
			(達成率%)	(70)	(89)	(96)	(78)	(85)	(96)	(100)	(93)	(100)	(93)	(93)
		一酸化窒素	環境目標値達成局の割合	-	0/27	0/27	0/27	0/27	0/26	1/26	2/27	2/29	2/30	2/29
			(達成率%)	-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(7)	(7)	(7)	(7)
			年平均値(ppm)	0.038	0.025	0.027	0.029	0.028	0.027	0.025	0.026	0.025	0.024	0.024
			測定局数	10	27	27	27	27	26	26	27	29	30	29
	窒素酸化物	年平均値(ppm)	0.064	0.055	0.057	0.06	0.059	0.057	0.054	0.057	0.055	0.054	0.054	
		測定局数	10	27	27	27	27	26	26	27	29	30	29	
	一酸化炭素	年平均値(ppm)	3.0	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	
		環境基準達成局の割合 (長期的評価)	9/9	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12	10/10	7/7	2/2	
		(達成率%)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
		環境基準達成局の割合 (短期的評価)	-	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12	10/10	7/7	2/2	
		(達成率%)	-	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
	浮遊粒子状物質	年平均値(mg/m <sup>3</sup> )	0.060	0.045	0.045	0.048	0.046	0.044	0.038	0.042	0.040	0.037	0.038	
環境基準達成局の割合 (長期的評価)		2/16	1/23	4/23	5/23	1/23	5/22	20/22	13/24	21/26	19/28	27/27		
(達成率%)		(13)	(4)	(17)	(22)	(4)	(23)	(91)	(54)	(81)	(68)	(100)		
環境基準達成局の割合 (短期的評価)		-	0/23	0/23	0/23	0/23	0/22	3/22	1/24	1/26	2/28	11/27		
(達成率%)		-	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(14)	(4)	(4)	(7)	(41)		
光化学オキシダント	昼間(5~20時)の年平均値(ppm)	0.022	0.021	0.019	0.022	0.022	0.020	0.022	0.021	0.020	0.023	0.023		
	環境基準達成局の割合 (短期的評価)	0/10	1/20	2/20	0/20	0/20	0/20	0/20	0/19	0/18	0/16	0/14		
	(達成率%)	(0)	(5)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
有害大気汚染物質環境監視	ベンゼン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.6	3.5	3.1	3.3	2.7	2.5	
		環境基準達成地点の割合 (達成率%)	-	-	-	-	-	4/4	0/4	3/4	1/4	4/4	4/4	
		(達成率%)	-	-	-	-	-	(100)	(0)	(75)	(25)	(100)	(100)	
	トリクロロエチレン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.8	3.4	2.3	2.0	2.0	2.7	
		環境基準達成地点の割合 (達成率%)	-	-	-	-	-	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
		(達成率%)	-	-	-	-	-	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
	テトラクロロエチレン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	2.9	2.1	0.96	0.84	0.74	0.68	
		環境基準達成地点の割合 (達成率%)	-	-	-	-	-	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
		(達成率%)	-	-	-	-	-	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
	ジクロロメタン	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	-	-	-	-	-	7.1	8.9	8.4	5.3	4.3	6.6	
		環境基準達成地点の割合 (達成率%)	-	-	-	-	-	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4	
		(達成率%)	-	-	-	-	-	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	
キダシイオン	年平均値(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	-	-	-	-	-	0.43	0.72	0.21	0.11	0.11	0.09		
	環境基準達成地点の割合 (達成率%)	-	-	-	-	-	1/4	1/4	4/4	6/6	6/6	6/6		
	(達成率%)	-	-	-	-	-	(25)	(25)	(100)	(100)	(100)	(100)		

大気汚染常時監視結果について

注 1 年平均値は、全測定局のうちの有効測定局について算出した値である。

有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上(光化学オキシダントを除く)の場合をいう。

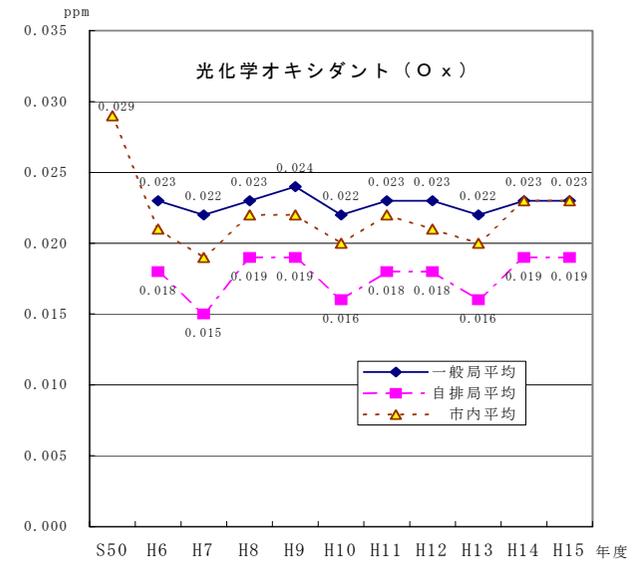
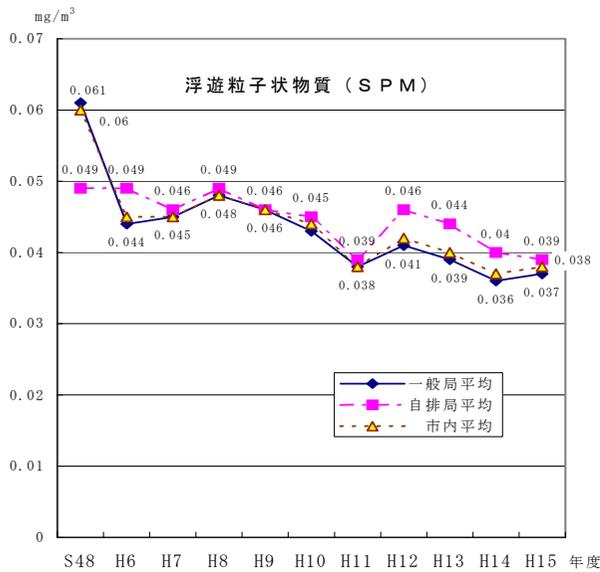
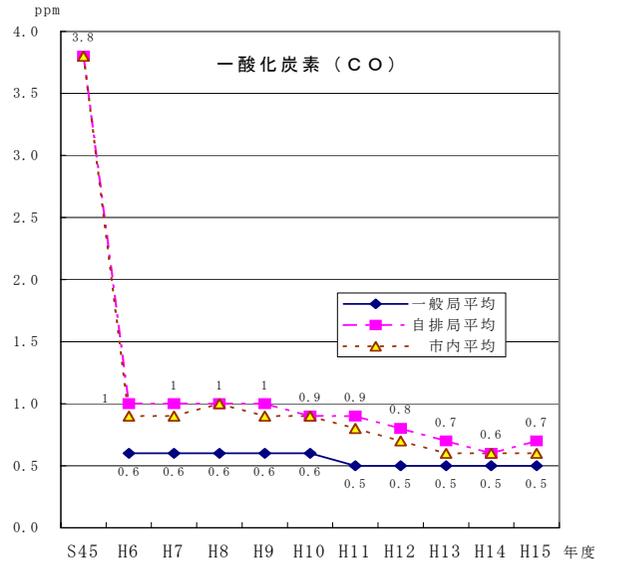
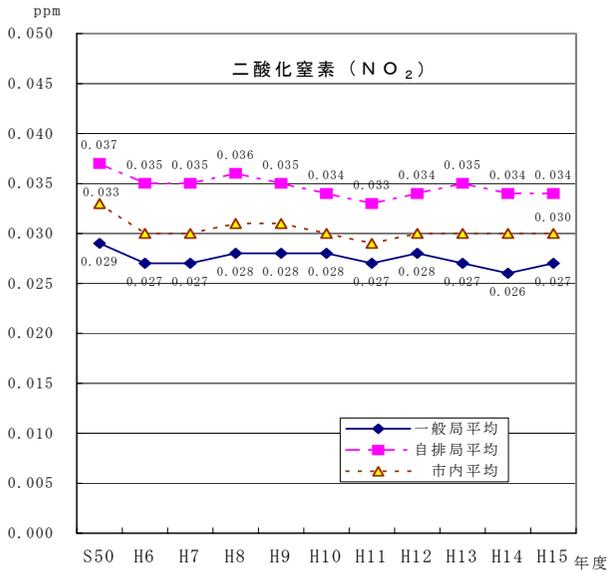
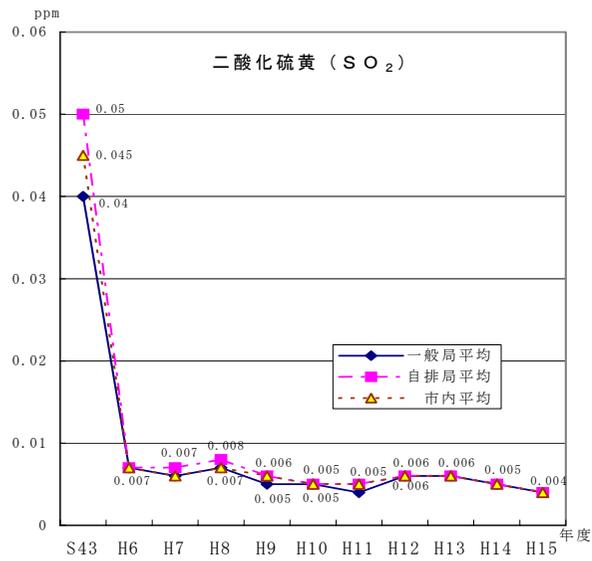
2 測定局数は有効測定局数である。

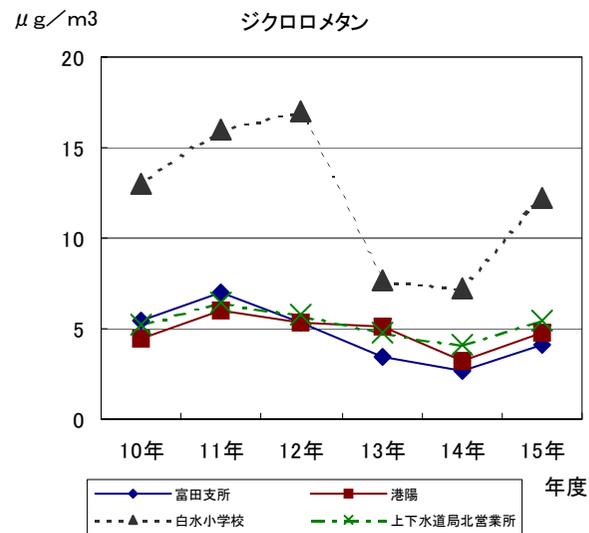
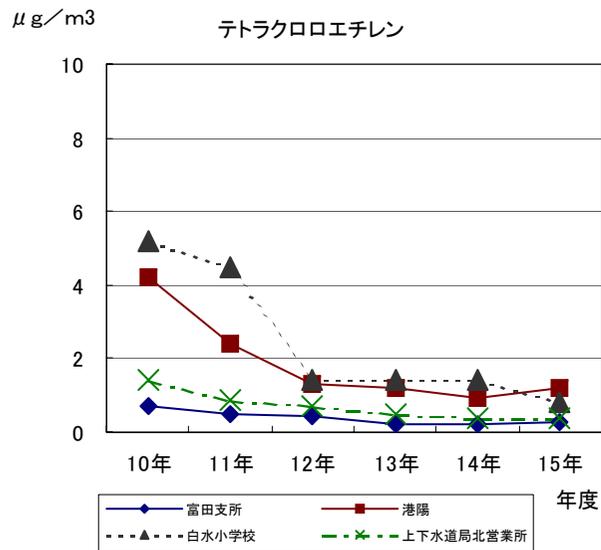
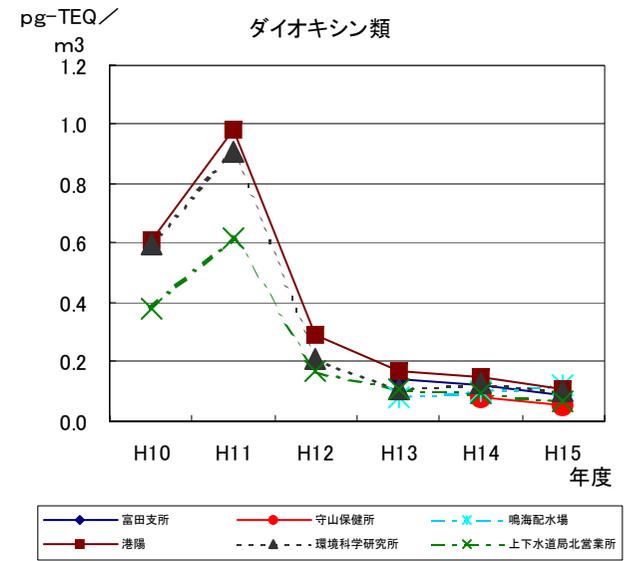
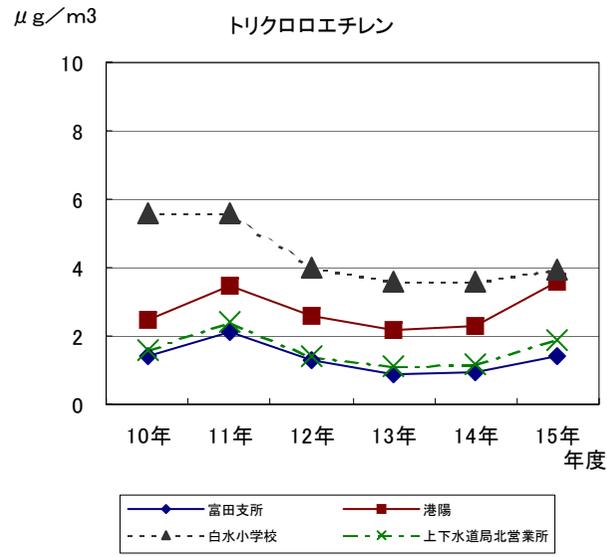
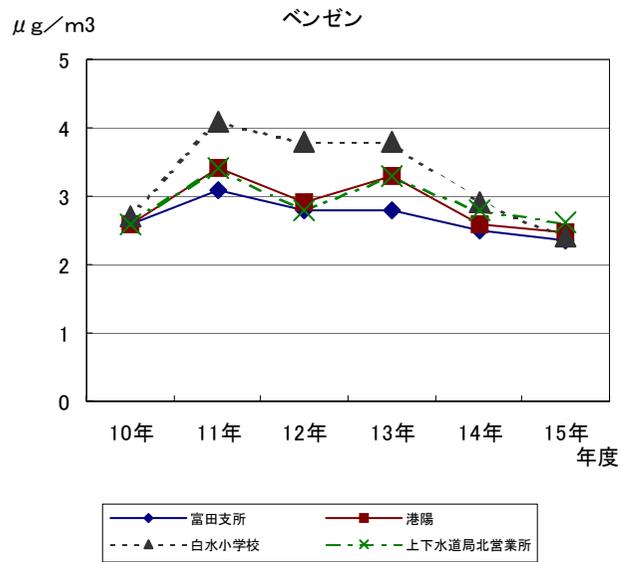
3 二酸化窒素の環境基準達成局の割合のうち昭和48年度は、新ザルツマン係数による補正を加え現行の環境基準(昭和53年7月11日環境庁告示)に対比したものである。

4 光化学オキシダントの年平均値のうち、昭和48年度は全日における年平均値である。

# 年平均値の経年変化

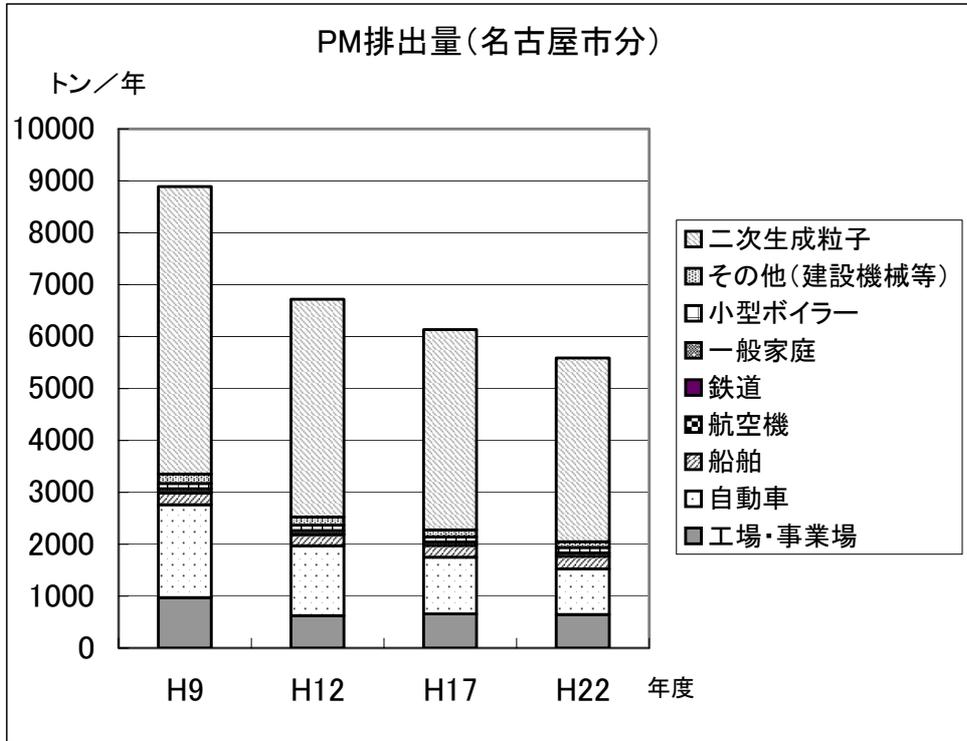
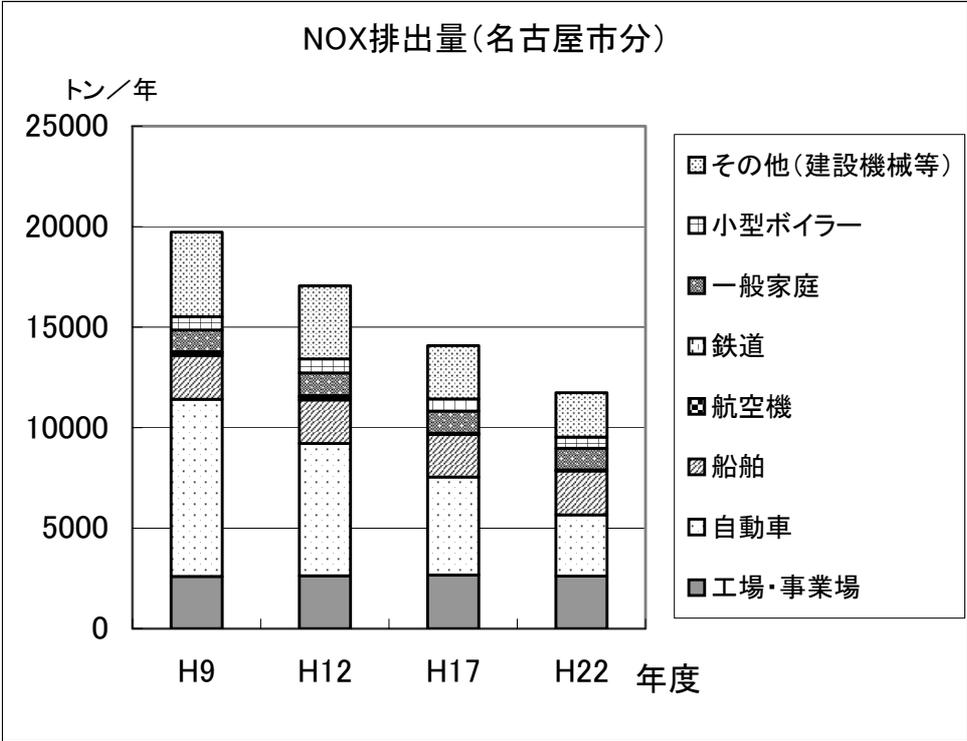
6-I





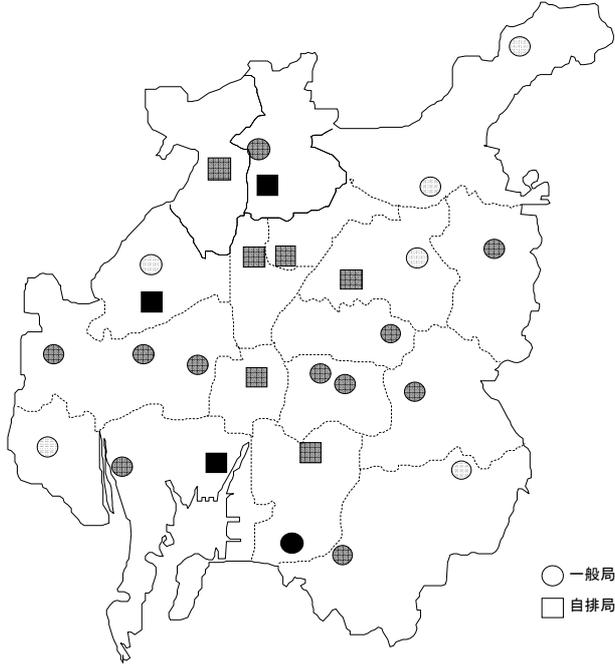
富田支所、守山保健所、鳴海配水場…一般環境、  
 港陽、白水小学校、環境科学研究所…固定発生源周辺、  
 上下水道局北営業所…沿道

大気汚染物質の排出量

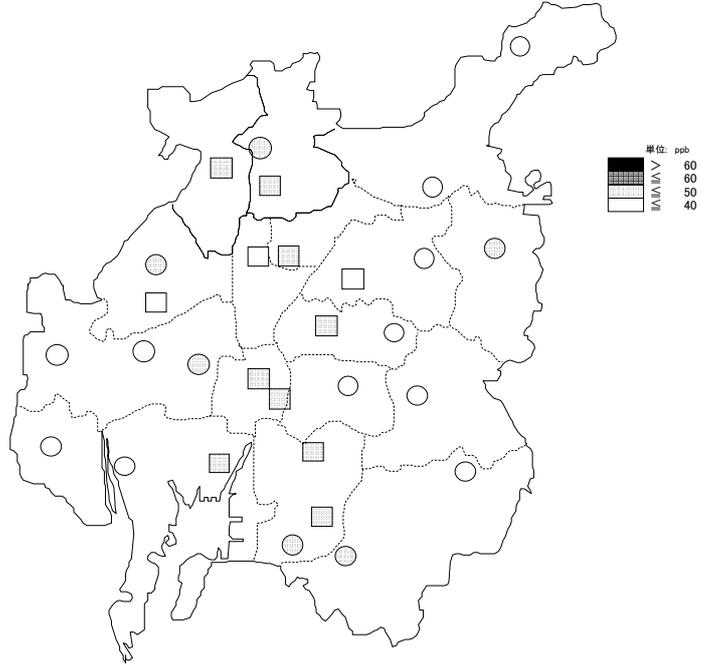


### NO<sub>2</sub>及びSPM将来予測値

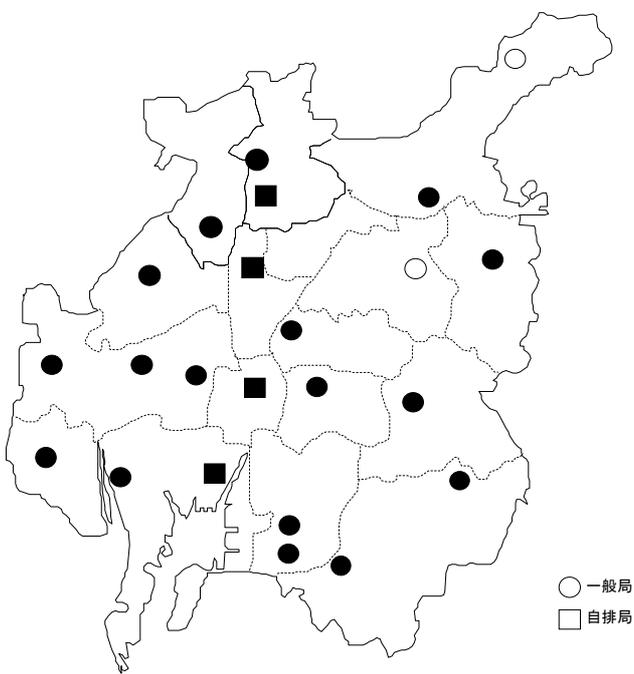
平成9年度常時監視測定局におけるNO<sub>2</sub>(日平均値98%値)



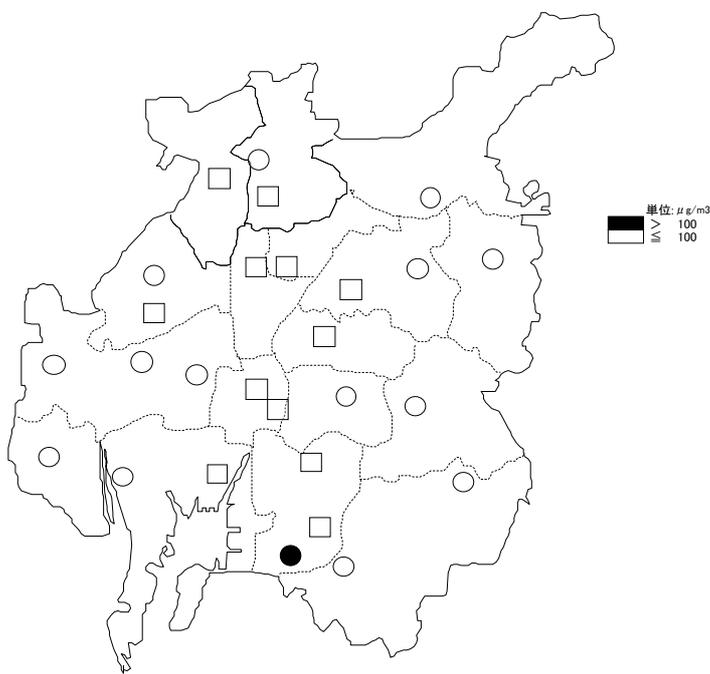
平成22年度常時監視測定局におけるNO<sub>2</sub>将来予測値(日平均値98%値)



平成9年度常時監視測定局におけるSPM(日平均値2%除外値)



平成22年度常時監視測定局におけるSPM将来予測値(日平均値2%除外値)



〈愛知県シミュレーション結果に基づき作成〉

## 大気の汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	達成時期	適用除外
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	原則として5年以内に達成 (昭和48年5月16日告示)	工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	原則として7年以内に達成 (昭和53年7月11日告示)	
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。		
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (昭和48年5月8日告示)	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。		
ベンゼン	年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
トリクロロエチレン	年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (平成9年2月4日告示)	
テトラクロロエチレン	年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。		
ジクロロメタン	年平均値が150μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	早期に達成 (平成13年4月20日告示)	
ダイオキシン類	年間平均値で0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	可及的速やかに達成 (平成11年12月27日告示)	

## 大気汚染に係る環境基準の評価方法

物質名	評価方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	<p>[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.04ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。</p> <p>[短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価する。</p>
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1日平均値である測定値につき、測定値の低い方から98%目に当たる値(98%値)で評価する。
一酸化炭素 (CO)	<p>[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続しないこと。</p> <p>[短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、8時間平均値を環境基準と比較して評価する。</p>
浮遊粒子状物質 (SPM)	<p>[長期的評価] 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を越えた日が2日以上連続しないこと。</p> <p>[短期的評価] 測定を行った日の1時間値の1日平均値または、各1時間値を環境基準と比較して評価する。</p>
光化学オキシダント(Ox)	5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。
ベンゼン	測定値の年平均値で評価する。
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	
ダイオキシン類	



15 環推第 67 号  
平成15年10月24日

名古屋市環境審議会 様

名古屋市長 松原武久

名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本条例に  
基づく環境目標値の設定について（諮問）

みだしのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

1 名古屋市環境基本計画の見直しについて

本市では、平成11年8月に、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、名古屋市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきましたが、策定後の社会情勢の変化や環境意識の高まりに対応し、「環境先進都市なごや」を実現するためには、市民、事業者、行政の連携を一層強化し、市民が主体的、積極的に取り組むことができる仕組みづくり、支援策を体系的に整備する必要があります。

そこで、同条例第8条第6項の規定により、同計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

2 名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について

名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第5条の2第1項に規定する環境目標値の設定について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」の答申（平成 14 年 7 月）における環境目標値のあり方について  
～答申より抜粋～

環境目標値は、名古屋市が環境行政を推進していく上での基本的な指標であり、その達成には、条例に基づく措置だけでなく、総合的な施策の展開が不可欠であることから、根拠となる規定を環境基本条例に移行すべきである。

なお、環境目標値は、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものであり、市は、その速やかな達成維持を目指した施策の展開を図る責務を有するものとする。

また、環境目標値は、可能な限りすべての環境項目について設定すべきであり、その基本的な考え方は次のとおりである。

ア 人の健康の保護に関する項目については、国の環境基準に準じて設定すべきである。

ただし、現行水準を下回ることがあってはならない。

イ 生活環境の保全に関する項目については、地域の実情に応じ、可能な限り、国の環境基準の上乗せ、横出し措置となるよう設定すべきである。

ウ 市は、現行環境目標値の補助指標である生物指標の見直しを図るとともに、市民に分かりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい。

エ 目標値には達成目途（年次）を明記するとともに、必要があれば、別に当面の目標を定めるなど、段階的な達成を目指すことも視野にいたった対応が必要である。

なお、目標値の具体的な設定項目、数値等については、あらためて市環境審議会へ諮問するなど、専門的な観点からの調査審議を経て、科学的な根拠に則り定められるべきものとする。

＜環境基本条例より抜粋＞

第 5 条の 2 市長は、大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定めるものとする。

2 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していく上での目標又は指針として、環境目標値の達成維持に努めるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、環境目標値を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境目標値を定め、又は改定したときは、これを告示しなければならない。

## 環境目標値大気部会委員名簿

(平成17年5月現在)

	氏 名	職業等
委 員	大和田道雄 (部会長)	愛知教育大学教授
	藤原奈佳子	名古屋市立大学看護学部助教授
	森 滋 勝	名古屋大学先端技術共同研究センター教授
	服 部 忠	名古屋大学名誉教授
専門委員	北田 敏 廣	豊橋技術科学大学教授
	森川 高 行	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	中川 武 夫	公募委員 (中京大学体育学部教授)

### 環境目標値大気部会開催状況

回数	日 程	場 所	主 な 調 査 審 議 事 項
1	平成 16 年 2 月 26 日(木) 午前 10 時～	市 役 所 第 3 会 議 室	○ 諮問の趣旨及び経過 ○ 大気環境の状況等について ○ 環境目標値の設定に係る考え方について ○ 今後の部会の進め方
2	4 月 23 日(金) 午前 10 時～	市 役 所 第 18 会 議 室	○ 大気環境目標値(案)の設定 ○ 補助指標の設定について
3	6 月 28 日(月) 午後 2 時～	市 役 所 第 11 会 議 室	○ 環境目標値の達成時期及び対策について
4	8 月 6 日(金) 午後 2 時～	市 役 所 第 18 会 議 室	○ 環境目標値の達成時期等について ○ 市民にわかりやすい指標について ○ 中間とりまとめ(案)について
5	9 月 3 日(金) 午前 10 時～	市 役 所 第 3 会 議 室	○ 中間とりまとめ(案) について
	11 月 15 日(月)	部会中間とりまとめの公表	
	11 月 16 日(火) ～ 12 月 15 日(水)	部会中間とりまとめに対する市民意見の募集	
6	平成 17 年 1 月 21 日(金) 午後 2 時～	中 保 健 所 第 1 会 議 室	○ 中間とりまとめに対する市民意見について ○ 部会報告への市民意見の反映 ○ 部会報告書(案)の作成

中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する部会の意見

【意見の募集結果】

- 募集期間 平成 16 年 11 月 16 日（火）から 12 月 15 日（水）
- 提出状況 提出者 23 人（団体を含む）  
提出方法 メール 11 人 FAX 2 人 郵送・その他 10 人  
意見数 60 件

環境目標値全般について（大気・水質共通）

No	市民意見の概要	部会の意見
1	環境目標値は誰もがわかりやすいものにしてほしい。	図やグラフを活用するなど、環境目標値をわかりやすくするための方法を検討することが必要であると考えます。
2	専門的な活動をしている人にはわかるかもしれないが、一般住民にはわかりにくい。もっとわかりやすいように示してほしい。	
3	環境目標値の設定や意義などについて、もっと市民へPRする必要がある。ほとんど知られていないようだ。	環境目標値の設定や意義などについて、ホームページ等をはじめ、様々な機会を捉えて市民へPRしていく必要があると考えます。
4	環境問題は子供の頃からの教育が重要である。学校での環境教育などで環境保全活動を進め、環境目標値を達成するようにしてほしい。	学校などの環境教育の場においても、簡単に使える調査方法を提案し、子供達が調査をすることにより、環境への関心が高まり、自主的な環境保全活動へとつながるものと考えます。
5	騒音・振動、土壌汚染など他の項目についても環境目標値を設定してほしい。	諮問事項ではありませんが、意見の内容については市に伝えます。

1 環境目標値の設定に至る背景

No	市民意見の概要	部会の意見
6	大気環境の現状認識が正確ではない。 「現在の環境目標値の設定当時とは、環境状況も大きく変化し」ているとは単純に言えないのではないかと。二酸化窒素については言うまでもなく、浮遊粒子状物質についても、ほとんど変化していないのではないかと。	公害防止条例（昭和 48 年制定）に基づき、環境目標値を設定していくこととした昭和 40 年代後半と比較して、公害の発生源の変化や社会基盤の整備状況、ライフスタイルの変化等の社会情勢など、環境問題をとりまく状況は大きく変化してきていると認識しております。 ご指摘を踏まえ、「公害防止条例に基づき環境目標値を設定しようとした昭和 40 年代後半と比較して、環境問題を取り巻く状況も大きく変化しており」と修正します。

2 現行の環境目標値及び課題

No	市民意見の概要	部会の意見
7	「イ 環境目標値が環境基準より厳しく設定されており、数々の対策を講じたにもかかわらず、十分な大気環境の改善につながっていないものがある。」と記載されているが、環境基準より厳しく設定されているから改善できなかったのだと自らの行政責任を放棄しようとしているとしか思えない。	ご指摘を踏まえ、「環境目標値を設定している大気汚染物質の中には、数々の対策を講じたにもかかわらず、十分な改善につながっていないものがある。」と修正します。

#### 4 環境目標値の設定に当たっての考え方

No	市民意見の概要	部会の意見
8	環境基準と環境目標値との位置づけが明確に示されていない。環境目標値が環境基準と異なる二重の必要性、定義を明確に示す必要がある。	環境基準は、国が全国的にみて「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定め、その達成に向けて様々な施策を講じていくものです。
9	環境目標値と国が定める環境基準との関連が明確に示されていない。国の環境基準と環境目標値は、その主旨・考え方が重複する部分が多いと思われ、環境目標値が何故必要なのか、を十分に示す必要がある。環境目標値の位置づけ、役割を明確に、かつわかりやすくすること。	一方、環境目標値は、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有し、地域の実情にあわせて設定することができ、市自らもその達成に向けて様々な対策を行うものであり、重点的に必要な物質について設定すべきと考えます。
10	環境基準と環境目標値の違いが分かりにくい。一般的には条例に基づく環境目標値の方が厳しくなるのではないかと。同じ値を定めるのならば意味がない。	市民、事業者に対して、市が環境目標値を設定し、その達成に向けて積極的に取り組む姿勢を明らかにすることは重要であると考えます。環境目標値の必要性及び定義を具体的に追記します。
11	二酸化窒素以外の物質の目標値について、環境基準とまったく同じ値であるが、目標値として設定する理由がわかりにくい。	大気汚染に関する項目は人の健康の保護に関する項目であり、その値は全国一律であるべきと考え、基本的には環境基準と同じ値としました。
12	全てにおいて、法律に基づき政府が定める全国的な基準をクリアされる可能性のある物質について、さらにランクアップした新しい目標値を設定されるものと思われる。	なお、二酸化窒素の環境目標値については、市民意見15～17の回答として記載しています。
13	環境目標値を今でも達成しているところが多く、低すぎる。	
14	二酸化硫黄の環境目標値をなくすのは公害行政の後退ではないか。	二酸化硫黄の環境濃度は、昭和43年度をピークに大幅に改善し、環境基準と比べかなり下回っています。
15	二酸化窒素だけが環境基準より厳しく設定されているが、その理由が不明確である。厳しく設定する健康被害に対する科学的根拠が必要である。環境基準と同じとすべきである。	そこで、二酸化硫黄については、改めて環境目標値を定める必要はないと考えます。
16	二酸化窒素の環境目標値「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること」の“0.04ppm”はどのような科学的根拠に基づき設定される値なのか。	しかし、将来の環境状況の変化に対応するため、監視は引き続き行う必要がある旨を追記します。
17	二酸化窒素の環境目標値を環境基準値より厳しい値の「現行水準」を設定した当時の理由・根拠を分かるように明記すべき。	大気汚染に関する項目は人の健康の保護に関する項目であり、全国一律であるべきと考え、基本的には環境基準と同じ値としました。
		二酸化窒素の環境基準は、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（中央公害審議会答申、昭和53年3月）」において提案された指針「長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において、二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として0.02～0.03ppm」に即して、概ね相当するものとして、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」と設定されたものです。
		このような二酸化窒素の環境基準の設定根拠を基に、そのゾーン内の一番厳しい値を環境目標値に設定したことから、その値を継続すべきと考えます。

18	<p>二酸化窒素の環境目標値 0.04ppm は、現実的目標に切り替えること。そのためには、一般地域、沿道地域別に目標値を設定することや、都心部・臨海部、郊外部の地区区分別に目標値を設定することが望ましい。</p>	<p>大気汚染に関する項目は人の健康の保護に関する項目であり、住んでいる地域等によって異なるのではなく、市内一律であるべきと考え、二酸化窒素の環境目標値の値は、環境基準で定められているゾーン内の一番厳しい値を設定すべきと考えます。</p>
19	<p>光化学オキシダントについて、平成 15 年度環境基準の達成局はないにも関わらずどうして今、新しい目標値なのか。</p>	<p>環境目標値の設定に当たり、市内の大気環境の現況に鑑みて、重点的に市が取り組むことが必要である物質について環境目標値を設定すべきと考えました。</p> <p>そこで、環境基準が定められている 10 物質について検討した結果、環境基準がここ数年達成されていない物質について環境目標値を定める必要があるとの結論に達しました。</p> <p>光化学オキシダントの環境濃度は、昭和 50 年度をピークにその後改善しましたが、過去 10 年間は横ばいで推移しており、環境基準もほとんど達成していない状況であることから、環境目標値を設定すべきと考えます。</p>
20	<p>ベンゼンは最近 2 年間環境基準を達成しているが、新たに環境目標値を設定する必要があるのか。</p>	<p>ベンゼンの環境濃度は、最近 2 年間は環境基準を達成していますが、それ以前は達成していない地点もあり、また、その濃度が環境基準に近いことから、今後も達成できないおそれがあるので、環境目標値の項目として設定し、達成維持を図っていくことが必要であると考えます。</p>
21	<p>目標値は環境基準とは別に単純に年平均値で設定するなどしてはどうか。</p>	<p>大気汚染に関する項目は、人の健康の保護に関する項目であり、その影響は高濃度時に著しく見られるので、評価方法も環境基準と同一であることが望ましいと考えます。</p>
22	<p>環境目標値の評価方法が、明確に示されていない。評価の方法を、具体的にわかりやすく示さないと、一般市民にとっては、内容がわからないままに定められるルールになる。</p>	<p>環境目標値の評価方法については、環境基準と同じです。なお、環境基準の評価方法を参考資料として添付します。</p>
23	<p>環境目標値の評価方法に従った資料説明が行われておらず、誤解を招くと思われる。二酸化窒素について例示すると、資料 1 で経年変化が記載されているが、評価方法（年間 98% 値）が示されておらず誤解を招くおそれがある。</p>	<p>環境目標値の達成の適否は測定局毎に評価するものであり、同一のグラフとして表すのは困難と考えます。しかし、経年的な変化を見るために、資料 1 のように年平均値でまとめました。なお、環境基準及び環境目標値の達成状況については I—8 頁に一覧表として示しています。</p>
24	<p>モニタリングポストで観測している大気汚染物質に環境目標値を設定する対象物質が含まれていない場合には、測定項目に追加しなければならないのか。また、この 4 種類以外の大気汚染物質は名古屋市環境局所管の測定局以外の道路沿線のモニタリングポスト等では外してもよいのか。</p>	<p>常時監視測定局は国が示した方針や市が検討した結果を基に配置し、必要な項目について測定をしているところであり、全局で環境目標値を設定する物質を測定している訳ではありません。</p> <p>環境目標値を設定する項目は、モニタリングポストにおける測定項目に追加しなければならないものではないと考えます。</p>

## 5 環境目標値の達成に向けた取組及び達成時期について

No	市民意見の概要	部会の意見
25	設定する大気汚染物質と環境目標値が挙げられているが、基本的考え方になぜ達成時期が示されないのか。示されないこの環境目標値の存在がなくなる。	達成時期については、大気汚染物質毎にここ数年の環境目標値の達成状況を鑑み、改善傾向で推移しており、平成 15 年度に達成している物質については、「達成し、維持するよう努める」としました。また、過去 10 年間横ばいに推移しており、平成 15 年度に達成できていない物質については、「早期に達成するよう努める」としました。
26	達成時期の「早期に達成するよう努める。」と「達成し、維持するよう努める。」の違いが分かりにくい。	

### 5 (1) 二酸化窒素について

No	市民意見の概要	部会の意見
27	二酸化窒素濃度がこの 10 年間横ばいで推移していることに対する説明、環境目標値未達成部分が多い原因と対策の問題点などについての記述が見当たらない。結果の原因究明も検討してほしい。	窒素酸化物の発生源としては、工場・事業場等の固定発生源によるものと自動車等の移動発生源によるものがあります。 市は、工場、事業場対策として法、県条例に基づく規制に加え、市条例による工場等に対する総量規制を実施してきました。また、自動車公害対策として、排出ガス規制に加え、国をはじめとする関係機関や関係団体からなる名古屋市自動車公害対策推進協議会を通じて、交通量対策、交通流対策など各種対策を実施してきました。
28	現行の環境目標値の中で、二酸化窒素については達成年度を 10 年以上も経過しているにもかかわらず、達成されていない。そのことへの総括を明らかにされたい。	これらの対策により、市内からの窒素酸化物排出量は削減されてきましたが、二酸化窒素の環境濃度はほとんど下がっていない状況であります。この原因は、NO から NO <sub>2</sub> への変換の光化学反応や気象条件等の様々な要因が関係しておりますが、今後、市において検討されるべき課題と考えます。
29	二酸化窒素の環境濃度がほとんど下がっていないのはいかなる理由によるのか明確にすべきである。具体的に、いつ、どの程度の大気環境の改善を期待して、どのような対策をとり、どれだけの効果があったのか、について記述すべきである。	今後、市は、関係機関及び関係団体と協力して、総合的に大気汚染問題に取り組むとともに、従来からの対策も含め、中間とりまとめに掲げた新たな対策に積極的に取り組んでいくことが必要であると考えます。
30	「愛知県が行ったシミュレーション結果では、平成 22 年度までに窒素酸化物の総排出量は約 12,000 トンとなると予測している。」と記載されているが、県の出典「大気汚染物質削減対策調査報告書」には、県下全域の窒素酸化物総排出量だけである。名古屋市分は情報公開に耐えうるような確実な数字なのか。根拠を明らかにされたい。	名古屋市分の窒素酸化物排出量については、愛知県が実施した排出量算定調査を基に名古屋市分のみを提供していただいたものです。
31	これらの施策（県のシミュレーションの前提条件）すべてが今回はじめて対策として取り上げられる、ということか。そうでないとすれば、今までは十分効果を挙げなかったが、今回は効果がある、ということになる。どこが違うのか。最近までのエコカーの普及などの実績を基に明らかにする必要がある。	県のシミュレーションの前提条件として、国による排出ガス規制（新長期規制）の強化、自動車 NOx・PM 法による車種規制の実施、低公害車等のエコカーの普及、エコドライブの実施、建設工事から発生する窒素酸化物削減対策等が掲げられており、継続的に取り組んでいますが、今後もこれらの施策をより着実に推進していくことが必要であると考えます。

32	<p>愛知県によれば「記載された対策がその通りに行われ、H22年が平均的な気象条件であったと仮定して計算したらこのような結果になった」と言っている。つまり、この結果は、担保されたものではないということであり、「今後、このシミュレーションの前提条件の確実な実施に努めるとともに、この条件は環境基準を達成するためのものであり、環境目標値を達成するためには、この条件以上の対策を進める必要がある。」という表現では目標達成の意志があまりに弱いのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、市として積極的に対策を進める旨を追記します。</p>
33	<p>環境目標値設定当時とは環境を取り巻く状況も大きく変化しているなか、あえて二酸化窒素の目標値を現行のままとし、達成時期をあいまいにした理由を明確にすべきである。</p>	<p>愛知県のシミュレーションでは、NO<sub>2</sub>の環境濃度は平成22年度には、環境基準(0.06ppm以下)を全測定局で達成し、環境目標値を一般環境測定局の2/3(11局/17局)、自動車排出ガス測定局でも1/4(3局/12局)で達成するにとどまるという結果でありました。</p>
34	<p>二酸化窒素の達成時期が、目標値は現行と同じでありながら、「早期に達成するよう努める」と実質上無期限に緩められている。達成時期を定められないのか。愛知県のシミュレーションを引用しているのであるから、少なくとも平成22年とすべきではないか。</p>	<p>今後とも、環境目標値を早期に達成するよう、中間とりまとめに掲げた取組を積極的に進めることが必要であると考えます。</p>
35	<p>達成時期について、環境基準の達成時期と類似の表現では、環境目標値の位置づけがますますわからなくなる。目標達成期間、中間目標時期等を示し、段階別に施策内容と連動する考え方を表現した方がよい。例えば、あいち新世紀自動車環境戦略会議で示されているH17、H22のようにNO<sub>x</sub>・PM法との連動を考えるべきである。</p>	
36	<p>現在、全市における常時監視局の二酸化窒素の環境基準値の達成率は高い水準にあり、また近年横ばい状況を維持していることから、環境目標値の数値を変更する必要はないと考えられるが、現行水準を維持しつつ、より実現可能な目標とするために、当面の目標値と達成時期(例えば、愛知県の総量削減計画(平成17、22年度)など)を設定すべきと考える。</p>	
37	<p>今後の二酸化窒素対策について、名古屋市独自の対策として何をやるべきかを強調してほしい。</p>	<p>名古屋市独自のNO<sub>2</sub>対策として、環境保全条例に基づく工場等に対する総量規制を引き続き実施するとともに、I-4頁の①から⑤に示している対策を含め、自動車公害対策関連の施策を総合的に実行していくため、自動車環境対策計画(仮称)の策定を提言し、計画的に取り組むべきと考えます。</p> <p>具体的な施策等については、今後、市において検討されるべきものと考えます。</p>

38	環境目標値の達成に向けて、自動車公害対策の推進に力をいれてほしい。	環境目標値を達成するためには、自動車公害対策が重要であると認識しており、自動車公害対策関連の施策を総合的に実行していくため、自動車環境対策計画（仮称）の策定を提言し、計画的に取り組むべきと考えます。
39	名古屋市として、自動車公害対策について、関東地区で行われているディーゼル車の乗り入れ規制を行ってはどうか。	大気環境の改善状況に注視しつつ、検討すべき課題と考えますが、仮に乗り入れ規制を行うとしても、一部の自治体だけで行っても効果は薄く、広域的に取り組むべきことと考えます。
40	国道 23 号や国道 1 号などが集中する名古屋南部地域の大气汚染の対策として、大型ディーゼル車をもっと低減する必要がある。このためには、東名高速道路と湾岸道路が連結したので、大型車の湾岸道路の通過料金を下げて、大型車を湾岸道路へ迂回させるような方策を行ってはどうか。	現在、国土交通省、愛知県、名古屋市などから構成される伊勢湾岸自動車道利用促進社会実験協議会において、往復利用割引と定額料金方式による伊勢湾岸道路社会実験を行っています。この社会実験の結果を踏まえ、伊勢湾岸道路の利用促進による名古屋南部地域の沿道環境改善や交通渋滞緩和及び物流の効率化の効果について、検証を行う予定と聞いております。 今後、検証結果を踏まえ、協議会において検討されるべき課題であると考えます。
41	自動車 NOx・PM 法の車種規制をクリアするための代替促進は行えるが、それ以上の車両の代替は財政的な援助がないとなかなか進まない。	自動車 NOx・PM 法の車種規制による代替は、環境基準達成のためのものであることから、より環境性能に優れた自動車への代替を促進するため、自動車環境対策計画（仮称）の策定を提言し、その中で推進していく方策を検討していくべきと考えます。
42	市長が提言している「公共交通と自動車の利用割合 3：7 から 4：6」などについては、「さらに」という記述で後に押しやられている感がある。路面電車（LRT）などの意欲的な公共交通機関の導入で、市民を自動車利用から公共交通利用志向に仕向けて行く提案があってもよいのではないか。	公共交通機関の利用促進は大気環境の改善に重要な対策であると考えます。 ご指摘を踏まえ、「さらに、市民、事業者及び国をはじめとする関係行政機関とともに協力し、公共交通機関の更なる整備、市域周辺や都心外周でのパークアンドライドの推進・・・」と修正します。

#### 5 (1) 二酸化窒素について (2) 浮遊粒子状物質について

No	市民意見の概要	部会の意見
43	二酸化窒素や浮遊粒子状物質について、自動車による影響がかなり大きく取り上げられているが、自動車のほかにも、家庭生活からの影響も大きいと思われる。もっと家庭生活についてアピールすることにより、市民にも自分の問題として捉えてもらうことが必要ではないか。	二酸化窒素や浮遊粒子状物質について、自動車の使用や家庭生活からの影響もあると認識しています。 12 月が「大気汚染防止推進月間」と定められており、市ではホームページや広報なごや等により、市民に、暖房温度の適正化や自動車の利用を控えることなどの取組を広く呼びかけております。 今後とも、様々な機会を捉えて、市民にアピールすることが大切であると考えます。

#### 5 (2) 浮遊粒子状物質について

No	市民意見の概要	部会の意見
44	浮遊粒子状物質について、「平成 15 年度には全ての測定局において達成」としているが、都市高速道路モニタリングポストでは環境基準不適合の箇所があり、これをどう見たらよいのか。全てのデータをもとに評価していただきたい。	常時監視測定局は国が示した方針や市が検討した結果を基に配置し、市の大気環境の状況を把握しているところですが。 一方、道路管理者等が設置しているモニタリングポストは、当該道路を走行する自動車の影響を自ら監視することを目的として設置されているものであり、その影響の程度を的確に把握する必要がある項目を測定していると考えます。

45	浮遊粒子状物質について、全国レベルから見ると、愛知県、名古屋市の多数の地域がワーストの上位を占めている問題に注目し、その改善にどうしたらよいか検討を加えてほしい。	本市における浮遊粒子状物質の環境濃度については、その年平均値は全国的に見て高い傾向にあることは承知しておりますが、平成 15 年度においては環境基準を達成している状況であります。 粒子状物質の排出量内訳をみると、揮発性有機化合物（VOC）や窒素酸化物等が大気中で光化学反応等により粒子化した二次生成粒子がかなりの割合を占めており、その対策が重要であると考えます。
46	先に発表された浮遊粒子状物質の環境濃度では、名古屋市の汚染が全国的に見てかなり悪い実態が明らかにされている。この点について十分な検討が必要である。	今後、大気汚染防止法に基づく VOC 対策を本格的に実施するとともに、PRTR 法及び市条例に基づき、化学物質の自主管理を促していくことが重要であると考えます。
47	浮遊粒子状物質について、平成 15 年度全局達成しているが、平成 22 年度の予測で 1 局非達成の局があるのはなぜか。	愛知県は平成 9 年度におけるデータを用いてシミュレーションを行い、平成 22 年度の予測を行っていますが、非達成局については二次生成による影響を大きく受けていると考えます。

#### 5(4)ベンゼンについて

No	市民意見の概要	部会の意見
48	ベンゼンは毒性が高く、環境目標値に取り上げたことを評価する。ベンゼンはそれ自身の毒性はもとより、光化学オキシダント・浮遊粒子状物質の原因物質となるが、対策についての表現が少し物足りない。対策についてさらに詳しく市民に説明すべきである。	ベンゼンが光化学オキシダント・浮遊粒子状物質の原因物質である旨を本文に記述します。

#### 7 今後の進め方について

No	市民意見の概要	部会の意見
49	「毎年、環境目標値の達成状況を把握するとともに、一定の時期において、施策の実施状況等について点検・評価することが必要である。」との記載は大いに歓迎できる。今までの取組について、今すぐ実施し、その結果を記載すべきである。それが出来ないのであれば、今後について実施できることが担保出来るとは思えない。	今後、一定の時期に、施策の実施状況及び効果等について点検・評価する仕組みを構築していくべきと考えます。
50	環境目標値についても、大気環境の状況及び施策効果等を鑑みて、一定の時期に見直しを検討することが必要である。	環境目標値自体も、一定の時期に見直しを検討することが必要であると認識しています。

## 8 市民に分かりやすい指標等について

No	市民意見の概要	部会の意見
51	環境目標値は具体的なイメージとして理解できない。わかりやすい指標があると良い。どこそこの場所の汚染状況が他と比べてどうなのかについてわかるような表示があるといい。	市民に分かりやすい自然環境指標について、大気汚染物質との明確な相関が得られず、現段階では、環境目標値の補助指標として設定することは困難と判断しましたが、指標として取り入れることができるよう、引き続きデータ収集に努めていくことは必要であると考えており、追記します。
52	大気環境は、そもそも二酸化窒素や二酸化硫黄などの物質の複合的な汚染の結果である。そのような環境に対して二酸化窒素が何ppm、二酸化硫黄が何ppmと目標を定めたところでどのような意義があるのだろうか。ある花がどのように咲いたかとか、ある木がどのように育ったかとか、植物などの生育状況を観察した結果が大気環境を表すことができれば、一人一人の市民にも大いに興味が湧くと思う。環境目標値もそのような表現はできないだろうか。	また、市民が身近な植物を観察したり、ペットボトルを利用して測定したりして、自主的に調査することにより、大気状況に関心を持ち、環境保全活動に取り組んでもらうような動きを作っていくことは大変重要であると考えます。
53	視程調査や植物観察などの市民にわかりやすい指標等については、市民の関心を高めるためにもぜひとも設定してほしい。	
54	「市民とのパートナーシップを進めます」とあるが、具体的にどのように進めていくのか。	市民が簡単に大気汚染の状況を調査する方法を市が提案し、市民団体をはじめ多くの市民とともに調査を行い、その結果をホームページ等において公表していくなどの仕組みをつくる必要があると考えます。 このような調査により、市民の環境問題への関心を高めることができ、自主的な環境保全活動へとつながるものと考えております。
55	「エコドライブ」「暖気運転はしない」「近いところは歩いて買い物する」というように「環境にやさしい人になろう」を合言葉にすれば数値も徐々に低くなるのではないか。	市では、アイドリング・ストップを実践する市民を増やすため、平成16年3月からアイドリング・ストップ・エコクラブを発足し、本市とクラブの会員とが協働してアイドリング・ストップの実践に取り組むとともに、その浸透、定着を図る活動を行っています。 この取組をより一層拡大することにより、大気環境の改善にもつながるものと考えます。
56	大気汚染の改善に向け、市民にわかりやすく調査して状況を知らせ、自主的な活動に結びつけてゆくような仕組みを作成し、市民にも協力を呼びかける活動を作って、住みよい環境になることを願っている。	二酸化窒素簡易測定など市民が簡単に大気汚染の状況を調査する方法を示し、市民に調査をしてもらい、お互いに情報を交換しながら、大気汚染の改善に向けた自主的な活動に結びつけていく仕組みをつくる必要があり、具体的な方法については、今後、市において検討されるべきものと考えます。
57	年1回市民的規模で二酸化窒素簡易測定ができるようなことになれば、名古屋市の二酸化窒素の状況を面でとらえることができ、またその結果に市民が直接関与することから、市民の環境問題への関心も高まるのではないか。実行的な提言をしてほしい。	

その他

No	市民意見の概要	部会の意見
58	<p>環境目標値を超えているとかの警告が頻繁に広報できるような仕組みがあるとよい。また、もう少し自動測定局を細かく設置してほしい。</p>	<p>常時監視測定結果は、「そらまめ君（環境省広域大気汚染監視システム）」等においてインターネットで公表されております。</p> <p>また、常時監視測定局の配置については、市において定期的に見直しがなされています。</p>
59	<p>CO<sub>2</sub>の排出量に対し、京都議定書に対しその達成率が何%か、又は、クリアされているのか。京都議定書の目標値が達成される可能性に疑問がある場合、名古屋市独自の更に高度なランクアップした目標値を設定することに疑問を感じる。</p>	<p>現在、市は環境審議会に「環境基本計画の見直し」についても諮問しており、環境審議会の下に地球環境保全推進部会を設置し、地球温暖化対策推進のための基本的な考え方について審議されております。意見の内容については市に伝えます。</p>
60	<p>大気汚染を減らすために小型バスで地下鉄駅の遠くの地域をこまめに回って便利にして自家用車の使用を減らすように努力すること。バス料金は出来るだけ安くする、できれば無料にすること。</p>	<p>公共交通機関の利用促進は大気環境の改善に重要な対策であり、今後とも一層推進することが必要であると考えます。</p> <p>なお、市交通局では、平成16年10月より、地域の日常生活に密着した新たなバス路線として、区役所（支所）、保健所、病院、大規模商業施設、商店街、地下鉄駅などを巡回し、停留所間隔も一般系統の約半分の250m程度を目標として設定した「地域巡回バス」を主に小型バスにより運行しており、公共交通の利用促進、環境負荷の軽減を図っています。</p>

## 主 な 大 気 関 係 用 語

### アイドリング・ストップ

大気汚染や地球温暖化、さらには騒音を防止するために、車を駐車したり停車する場合、無駄なアイドリング（自動車が走っていない時にエンジンをかけたままにしておくこと）をやめ、エンジンを止めること。

### 一酸化炭素（CO）

不完全燃焼により発生する。発生源の多くは自動車である。

高濃度になると、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素運搬機能を阻害する等の影響がある。

### 一般環境局

一般に人が居住する場所などの大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局であり、自動車排出ガス測定局以外のものをいう。略して一般局ともいう。

### エコカー

一般的に大気汚染物質等の排出量が少ない自動車のことで、「低公害車」より広い範囲に用いられる。

従来からの低公害車の4車種に加え、LPG（液化石油ガス）貨物自動車、低燃費かつ低排出ガス車、燃料電池自動車を定義する場合や、さらに、DME（ジメチルエーテル）車、低PM車を加えて総称する場合などに用いられている。

### エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす。主な内容として、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

### 環境基準

環境基本法では、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。

行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### 環境目標値

名古屋市環境基本条例では、「大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値」と定義しており、本市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものである。

### 揮発性有機化合物（VOC）

常温・常圧で揮発する有機化合物で、油脂成分の溶解能や難分解性、不燃性などの特性により、洗浄剤や、塗料・接着剤の溶剤などで広く普及してきた。主な用途は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなど。

吸引によって頭痛やめまいの原因になるほか、中核神経や肝臓・腎臓機能障害、発ガン性を示すことが報告されている。近年住宅の室内空気汚染の原因としても注目される。また、大気中に放出され、オキシダントやSPMの発生に関与していると考えられている。

平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、今後規制される予定である。

## 光化学オキシダント

工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物等が太陽光（紫外線）を受けて、光化学反応を起こすことにより発生するもので、オゾン等の酸化力の強い物質の総称である。

高濃度になると目やのどが痛むなどの被害を引き起こす。

## 高度道路交通システム（ITS）（ITSは Intelligent Transport Systems の略）

コンピュータや情報通信などの先進技術を駆使して人と自動車や公共交通機関、道路との間での様々な情報を授受することにより、人の移動を快適なものにするとともに、交通事故や渋滞、環境問題などの解決をめざすシステムをいう。

## 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）

平成 13 年 6 月に自動車 NOx 法を一部改正して成立した法律。自動車から排出される NOx、PM による大気汚染が著しく特別な対策を要する地域を対策地域として指定し、この対策地域において平成 22 年度までに NO<sub>2</sub> 及び SPM の環境基準をおおむね達成することを目標として、①自動車から排出される NOx 及び PM に関する総量削減基本方針・総量削減計画の策定、②車種規制、③事業者排出抑制対策（一定規模以上の事業者の自動車使用管理計画書の作成等により NOx 及び PM の排出の抑制を行う仕組み）等の各種対策を総合的・計画的に講ずることを目的としている。

愛知県下では、名古屋市とその周辺の 61 市町村が対策地域に指定されている。

## 自動車排出ガス

自動車排出ガスには排気管から出る排気ガス、クランクケースから出るブローバイガス、燃料供給系統から出る蒸発ガスなどがある。これらの排出ガスの中には、一酸化炭素、窒素酸化物、鉛化合物、炭化水素等の大気汚染物質が含まれており、大気汚染防止法等により許容限度が設定されている。

## 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染の考えられる道路付近において大気汚染の状況を常時監視することを目的に設置される測定局をいう。略して自排局ともいう。

## 車種規制

自動車 NOx・PM 法の対策地域では、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車）及びディーゼル乗用車に関して、特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準（以下「排出基準」）を定め、これに適合する自動車のみが使用可能となる規制。

この排出基準を満たしていない車については、新車は自動車 NOx・PM 法の施行日（平成 14 年 10 月 1 日）以降に対策地域で登録を行うことができず、法の施行日の前日以前に初度登録した自動車は猶予期間（初度登録日から起算して車種毎に設定された期間）経過後は、対策地域内で使用の本拠を置いて使用することができない。

## 新長期規制

平成 17 年 10 月（軽貨物は平成 19 年 10 月）から適用される自動車排出ガス規制基準で、今のところ世界一厳しい規制とされている。平成 14 年 4 月の中央環境審議会第 5 次答申に示された自動車排出ガスの許容限度目標値（新長期目標）に基づき設定されたものである。

## 総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。

従来の濃度規制だけでは、環境基準の達成、維持が困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼ぶ。工場等で意図的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質である。主な発生源はごみの焼却だが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源がある。その毒性は、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

## 大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として昭和43年に制定され、工場及び事業場における事業活動等に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償責任を定めている。

## 炭化水素

炭素と水素からなる化合物の総称。環境大気中の炭化水素（メタンを除いた非メタン炭化水素=NMHC）は、光化学オキシダント生成の原因物質のひとつである。炭化水素は、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングに使われる溶剤などに由来するものの他、自動車の排気ガスからも排出される。

## 窒素酸化物（NOx）

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）など窒素と酸素の化合物の総称をいう。

## 低公害車

石油に代わる燃料を使用したり、燃料を節約して、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出量を少なくした自動車。

現在実用段階にあるのは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車の従来からの4車種に加え、低燃費かつ低排出ガス認定車がある。

次世代低公害車と呼ばれる燃料電池自動車が実用化されてきたほか、DME（ジメチルエーテル）自動車などの開発も進められている。

## テトラクロロエチレン

不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに使われるほか、金属製品の洗浄剤や溶剤、化学製品の原料などに使用されている。

エーテルのような臭いがする揮発性・不燃性の無色透明の液体で、高濃度の場合目は、鼻、のどを刺激する。蒸気を吸引すると麻酔作用があり、頭痛、めまい、意識喪失を起こす。また、発ガン性を示す可能性があるといわれている。

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止することを目的に平成11年に制定された法律。

工場・事業場が使用している指定化学物質について大気や水、土壌への排出量や廃棄物として移動した量を事業者自身が把握・管理して行政に報告し、行政が公表する。公表することで事業者自らの有害化学物質の管理の徹底及び削減効果が期待できる。

また、指定化学物質を扱う事業者には、製品安全データシートの交付による情報提供が義務づけられている。

### **トランジット・モール (Transit mall)**

公共交通機関と歩行者用の空間の共存したモールのこと。

商店街への自動車の流入を排除し、歩行者専用空間としたショッピングモールに、路面電車、バスあるいはトロリーバス等路面を走行する公共交通機関を導入した空間のことをいい、歩行者の安全性の向上、自由空間の確保、都心商業地区での魅力を向上させることにより、都心部の商業活動を活性化させることを目的としている。

### **トリクロロエチレン**

不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に使用されているほか、接着剤や塗料の溶剤としても使用されている。

クロロホルムのような臭いがする揮発性が高い無色透明の液体で、目、鼻、のどを刺激する。短時間で多量の蒸気を吸引すると、頭痛、めまい、吐き気、意識喪失を起こす。また、発ガン性を示す可能性があるといわれている。

### **名古屋市自動車公害対策推進協議会**

名古屋市における自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、関係行政機関及び関係事業者団体等の役員等を構成員として、各機関・団体等相互の間における緊密な連絡協議を図っている。

### **二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)**

主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼するとき、その中に含まれる硫黄が燃焼することにより発生する。また火山の噴煙にも含まれている。

高濃度になるとぜんそくや気管支炎などを引き起こし、四日市ぜんそくの原因物質である。

### **二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)**

燃料などが燃焼する際に、燃料や空気に含まれる窒素が酸化され、一酸化窒素が生成し、さらに、大気中に放出されたあと、酸素と結びついて二酸化窒素となる。これらを窒素酸化物といい、主な発生源は、工場や自動車である。

高濃度になると呼吸器に悪影響を及ぼす。また、光化学スモッグの原因の一つとなる。

### **ばい煙**

大気汚染防止法では、①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生するカドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、窒素酸化物等と定義している。

### **パークアンドライド**

都心部への自動車の乗り入れを抑制するため、従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するシステム。

## ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、100万分の1を意味する。大気汚染では1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の汚染物質が含まれている状態を1ppmで表す。

## 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が10マイクロメートル (= 1 ミリメートルの100分の1) 以下のものをいう。工場から排出される粉じん、自動車等から排出される粒子状物質など人為的なもののほか、土ぼこりの巻き上げなど自然的なものがある。また、シンナー等の揮発性有機化合物や窒素酸化物等が大気中で光化学反応等により粒子化したものもある。

粒径が小さいため、大気中では沈降しにくく、長時間滞留し、肺や気管へ沈着し、高濃度になると呼吸器に悪影響を及ぼす。

## 粉じん

大気汚染防止法では、粉じんとは「物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義している。

## ベンゼン

合成ゴム、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されている。また、ガソリンにも含まれている。

特有の芳香性を持つ無色の液体で、水には溶けにくい但有機溶媒にはよく溶ける性質があり、揮発性及び引火性が非常に高い物質である。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、痙攣、息切れ、意識喪失など主に中枢神経に影響を受ける。また、人に対する発ガン性があるといわれている。

## ロード・プライシング (Road Pricing)

特定区域への自動車流入を抑制するため、区域内を走行、あるいは区域の境界線を通過する自動車に対して課金する施策。

交通量のピーク時間帯においてのみ課金するものや、時間帯ごとに徴収する金額を変更するものなどがある。ロンドン、シンガポールなどで実施されている。

### 微量物質のための単位

g (グラム)

mg (ミリグラム) = 千分の1グラム

μg (マイクログラム) = 百万分の1グラム

ng (ナノグラム) = 十億分の1グラム

pg (ピコグラム) = 一兆分の1グラム

## 第Ⅱ部 水質汚濁に係る環境目標値



## 1 環境目標値設定に至る背景

環境目標値は、名古屋市公害防止条例第7条の規定に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値」として大気の汚染及び水質の汚濁について設定されていた。

名古屋市では、平成15年3月、名古屋市公害防止条例を全面改正し、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」を制定したが、それに伴い、環境目標値は、環境行政を計画的・総合的に推進していく上での目標・指針として、その設定根拠を環境基本条例に移行した。

新しい目標値が告示されるまでの間は、現行の環境目標値は「環境基本条例に基づき定められた環境目標値」としてみなされるが、現在の環境目標値が設定されてから30年ほど経っており、当時とは環境問題を取り巻く状況も大きく変化しており、環境問題に対する市民の関心が高まっている中、新しい環境目標値の設定が必要となった。

## 2 現行の環境目標値及び課題

### (1) 現行の環境目標値

#### ア 市民の健康の保護に係る環境目標値（すべての地域）

環境目標値を定める告示（昭和49年6月1日告示第184号）表1

項目	目標値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下この表及び表2において「規格」という。）55.2に定める方法
シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
有機リン	検出されないこと。	昭和46年12月28日環境庁告示第59号（以下この表及び表2において「告示」という。）付表1に掲げる方法又はE P Nにあつては規格31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあつては告示付表2に掲げる方法
鉛	0.1 mg/ℓ以下	規格54.2に定める方法
クロム（6価）	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
ヒ素	0.05mg/ℓ以下	規格61に定める方法
総水銀	検出されないこと。	告示付表3に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	告示付表4の第1及び第2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	告示付表第5に掲げる方法

注1 目標値は、最高値とする。ただし、総水銀に係る目標値については、年間平均値とする。  
2 有機リンとは、メチルジメトン及びE P Nをいう。  
3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
なお、アルキル水銀の項目については、告示付表4の第1に掲げる方法及び同表の第2に掲げる方法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合をいうものとする。

イ 生活環境の確保に関する環境目標値

環境目標値を定める告示（昭和49年6月1日告示第184号）表2

項目	地域	河川			海域		測定方法
		A	B	C	A	B	
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下	規格12.1に定める方法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/ℓ 以下	8mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下	—	—	規格21に定める方法
	化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—	6mg/ℓ 以下	8mg/ℓ 以下	規格17に定める方法
	浮遊物質 (SS)	25mg/ℓ 以下	30mg/ℓ 以下	40mg/ℓ 以下	20mg/ℓ 以下	30mg/ℓ 以下	告示付表6に掲げる方法
	溶存酸素量 (DO)	5mg/ℓ 以上	3mg/ℓ 以上	2mg/ℓ 以上	3mg/ℓ 以上	3mg/ℓ 以上	規格32に定める方法
補 助 指 標	透視度	20度以上	10度以上	10度以上	20度以上	10度以上	規格9に定める方法
	生物指標	モロコ類 タナゴ類 川エビ	コイ メダカ ドジョウ オイカワ (シラハエ)	フナ マナマス	ヌメリゴチ ヒイラギ (ゼンメ) マアナゴ (メジロ) ボラ (イナ) スズキ (セイゴ) サヨリ シヤコ アサリ	マハゼ その他の ハゼ類 マシジミガイ フジツボ	
	総合汚染度	15未満 きれい		20未満 少しよご れている	—	—	よう素消費量については、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生・建設省令第1号)第7条に規定する方法
<p>注 1 地域の欄河川の項中A、B及びC並びに海域の項中A及びBとは、それぞれ、名古屋市公害防止条例施行細則別表第2に規定する地域をいう。</p> <p>2 目標値は、日間平均値とする。</p> <p>3 補助指標は、目標値の示す水質の状態を理解するための参考とする。</p> <p>4 総合汚染度とは、河川の汚染の変化について総合的汚染度標示法により透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) の4項目について変換図を利用して各項目を化学的酸素要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したものである。 総合汚染度をSとする総合汚染度は次の式により算出される。</p> $S = \frac{1}{5} (Q1 + Q2 + Q3 + Q4 + Q5)$ <p>{ この式において、Q1、Q2、Q3、Q4及びQ5は、それぞれ、化学的酸素要求量に変換された透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量の実測値を表わすものとする。}</p> <p>生物指標の図は、付図のものとする。(付図略)</p>							

備考

1 測定方法等

水質の測定を行う場合には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 測定点の位置の選定、資料の採取及び操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と認められる方法による。
- (2) 測定の実施は、市民の健康の保護に関する環境目標値の関係項目については水域の水量の多少を問わずに随時、生活環境の確保に関する環境目標値の関係項目については水域が通常の状態(河川にあっては低水量以上の流量がある場合をいう。)にある場合にそれぞれ行う。
- (3) 水域の水質汚濁の状況が環境目標値に適合しているか否かを判断する場合には、水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

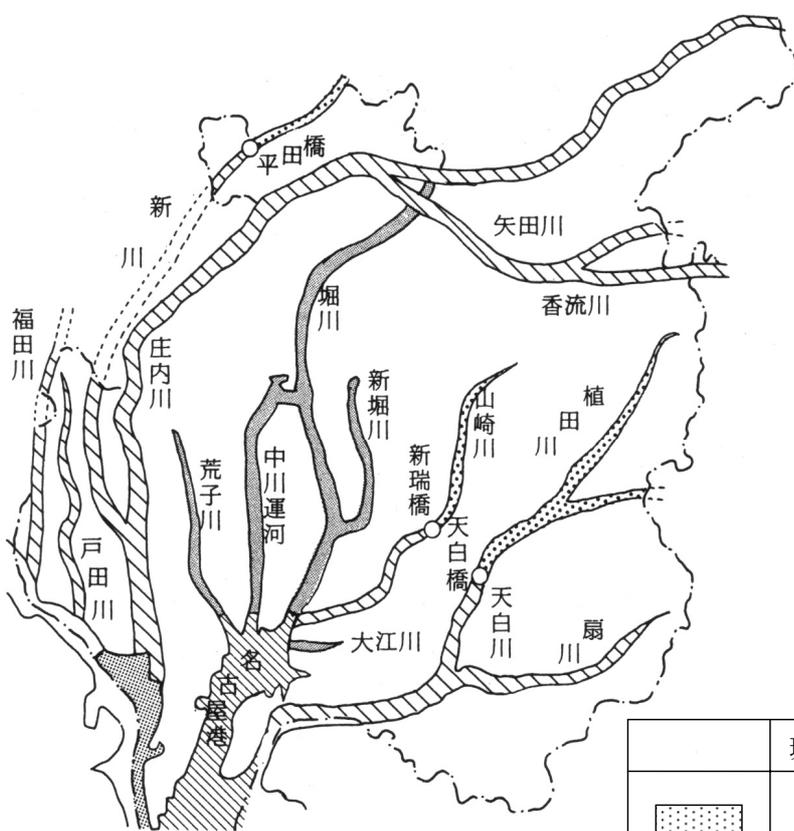
2 達成年次

水質汚濁に係る環境目標値は、下記のように達成するものとする。

- (1) 市民の健康の保護に関する環境目標値  
設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。
- (2) 生活環境の確保に関する環境目標値  
昭和56年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

(地域区分)

地域区分		地 域
河川	A	天白川上流部（天白橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）及びこれらに流入する公共用水域
	B	天白川下流部（天白橋から下流の水域に限る。）、扇川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、庄内川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域
	C	大江川（全域）、新堀川（全域）、堀川（全域）、中川運河（全域）、荒子川（全域）及びこれらに流入する公共用水域
海域	A	市域内の海域のうち庄内川左岸線を空見町及び金城埠頭二丁目区域の西岸に沿って延長した線より東の海域
	B	市域内の海域のうちAの地域に属しない海域



	環境目標値の区分
	河川A
	河川B
	河川C
	海域A
	海域B

## (2) 課題

- 市民の健康の保護に係る環境目標値については、環境基準より項目が少なく、数値の緩いものがある
- 快適な生活環境の確保に関する環境目標値については、環境基準より緩い地点や、現在の環境目標値を設定した当時より水質が改善し、現状の水質が目標値を十分下回る地点がある
- 補助指標については、わかりにくい、現状にそぐわない項目がある

## 3 水質環境の現況

市内の水質の現況を、代表的な水質指標であるBOD（ため池、海域はCOD）で見ると次のとおりである。

	水質の状況
河川	BOD75%値で見ると、平成15年度は、10mg/ℓを超える水域は戸田川のみであり、逆に5mg/ℓ以下の水域は山崎川、庄内川、扇川等であった。ここ10年間の推移については、多少の変動はあるものの全般的には概ね横ばいで推移している。 目標値の達成状況については、平成15年度は、27地点のうち22地点で達成したが、5地点で達成しなかった。また適合率(総測定日数に対する環境目標値の適合日数)は、86%であった。
ため池	主要なため池13地点における、COD年平均値のここ10年間の平均についてみると、安田池、戸笠池等で8mg/ℓを超えている。ここ10年間の推移については、多少の変動はあるものの全般的には概ね横ばいで推移している。
海域	COD75%値で見ると、平成15年度は、庄内川河口、金城ふ頭西及び潮見ふ頭の南側の水域は5mg/ℓ以下であるが、潮見ふ頭の北側の水域は5mg/ℓ以上であった。ここ10年間の推移については、多少の変動はあるものの全般的には概ね横ばいで推移している。 目標値の達成状況については、平成15年度は、全5地点において達成した。また適合率は、92%であった。

## 4 環境目標値設定の考え方

次の様な考え方で環境目標値の設定について検討した。

### (1) 基本的な考え方

#### ア 環境目標値の定義

環境目標値は、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値である。

#### イ 環境目標値の性格

環境目標値は、名古屋市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針である。

#### ウ 設定に係る考え方

- 市民の健康の保護に関する項目については、環境基準に準じて設定する
- 快適な生活環境の確保に関する項目については、可能な限り環境基準の上乗せ、横だし措置となるように設定する
- 市民に分かりやすく親しみやすい自然環境指標を開発する

## (2) 目標値の構成について

水質汚濁に係る環境目標値については、市民の健康の保護に関して、「水の安全性に関する項目」を設定し、快適な生活環境の確保に関して、「水質の汚濁に関する項目」を設定する。また、「水質の汚濁に関する項目」については、従来の理化学指標による「水質目標値」及び、市民にとって感覚的にわかりやすい「親しみやすい指標」を設定する。

## 5 水の安全性に関する項目

市民の健康を保護するため、市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

## 6 水質の汚濁に関する項目

### (1) 地域区分の考え方

市民の快適な生活環境を確保するため、「水質の汚濁に関する項目」については、親水利用など水域の状況を踏まえ、地域区分毎に目標値を設定する。設定した河川に流入する中小河川等公共用水域については、流入する先の河川の目標値を適用するものとする。また、ため池についても目標を定めるものとする。なお、地域区分のあてはめについては、水域の状況の変化等に対応するため、適宜見直しを行うものとする。

#### ア 河川

##### (ア) ☆☆☆区分

水に入っただけの魚とりや水中の生物観察など、水に直接触れる活動が出来る水質を想定した地域区分。

##### (イ) ☆☆区分

釣りやボート遊びなど、水際での活動が支障なく出来る水質を想定した地域区分。

##### (ウ) ☆区分

護岸上の遊歩道などでの散歩やバードウォッチングなど、水に直接触れる事はない程度の距離から、水辺の景観を楽しむ活動が支障なく出来る水質を想定した地域区分。

#### イ ため池

##### (ア) ☆☆☆区分

河川の☆☆区分に準ずる。

##### (イ) ☆区分

河川の☆区分に準ずる。

#### ウ 海域

##### (ア) ☆☆☆区分

河川の☆☆区分に準ずる。

##### (イ) ☆区分

河川の☆区分に準ずる。



### (3) 項目設定の考え方

水質の汚濁に関する項目の設定に当たっては、環境基準項目に準じて「水質目標値」を定めるものとするが、河川☆☆☆区分については特に親水性を考慮し、ふん便性大腸菌群数について目標値を設定するものとする。また、「親しみやすい指標」については、測定の簡便さや人の感覚を考慮して設定した。

#### ア 河川

	項目	項目設定の考え方
水質目標値	水素イオン濃度(pH)	河川環境基準(AA~C 類型)に準ずる (II-13 p 参照)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	河川環境基準(B~D 類型)に準ずる (II-13 p 参照)
	浮遊物質(SS)	親水性および透視度との関連を考慮
	溶存酸素量(DO)	河川環境基準(B,C 類型) (II-13 p 参照) 及び生物の生息を考慮
	ふん便性大腸菌群数	水浴場水質判定基準(「可・水質C」区分)に準ずる (II-17 p 参照)
親しみやすい指標	透視度	親水性を考慮し、大人が腰まで入って足下が見える程度を考慮
	水のおいしさ	親水利用における快適さを考慮
	水の色	水質異常や親水利用上の違和感を考慮
	水量	親水利用における、流水の正常な機能が維持できる程度を考慮
	ごみ	親水利用における快適さを考慮
	生物指標	水質と地域性を考慮

#### イ ため池

	項目	項目設定の考え方
水質目標値	化学的酸素要求量(COD)	湖沼環境基準(C 類型)に準ずる (II-14 p 参照)
	全窒素	湖沼環境基準 (V 類型) に準ずる (II-15 p 参照)
	全リン	湖沼環境基準 (V 類型) に準ずる (II-15 p 参照)
親しみやすい指標	透視度	河川に準ずる
	水のおいしさ	河川に準ずる
	水の色	河川に準ずる
	ごみ	河川に準ずる
	生物指標	水質と地域性を考慮

ウ 海域

項目		項目設定の考え方
水質目標値	水素イオン濃度(pH)	海域環境基準(A,B類型)に準ずる(Ⅱ-16p参照)
	化学的酸素要求量(COD)	海域環境基準(B類型)に準ずる(Ⅱ-16p参照)
	浮遊物質(SS)	河川に準ずる
	溶存酸素量(DO)	海域環境基準(B類型)に準ずる(Ⅱ-16p参照)
	全窒素	海域環境基準(Ⅳ類型)に準ずる(Ⅱ-16p参照)
	全燐	海域環境基準(Ⅳ類型)に準ずる(Ⅱ-16p参照)
親しみやすい指標	透視度	河川に準ずる
	水のおい	河川に準ずる
	水の色	河川に準ずる
	ごみ	河川に準ずる
	生物指標	水質と地域性を考慮

(4) 環境目標値(水質の汚濁に関する項目)

ア 河川

区分	親水のイメージ	水質目標値					親しみやすい指標						
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)[mg/l]	浮遊物質(SS)[mg/l]	溶存酸素量(DO)[mg/l]	ふん便性大腸菌群数[個/100ml]	透視度[cm]	水のおい	水の色	水量	ごみ	生物指標	
												淡水域	汽水域
☆☆☆	川に入っ ての遊 びが楽 しめる	6.5 以上 8.5 以下	3以下	10 以下	5 以上	1000 以下	70 以上	顔を近 づけて も不快 でない	異常な 着色の ないこ と	流れの あるこ と	ごみの ないこ と	アユ、モ ロコ類、 ヒラタカ ゲロウ類、 ハグロン ボ	
☆☆	水際での 遊びが 楽しめる		5以下	15 以下		50 以上	水際に 寄って も不快 でない	カマツカ、 オイカワ、 コカゲロ ウ類、シ マトビケ ラ類				マハゼ、 スズキ、 ボラ、ヤ マトシジ ミ	
☆	岸辺の散 歩が楽 しめる		8以下	20 以下		3 以上	30 以上	橋や護 岸で不 快でない				フナ類、 イトトン ボ類、ミ ズムシ(甲 殻類)、 ヒル類	フジツボ 類

注 生物指標については、本市には☆☆☆区分汽水域に該当する水域がないため指標は設定しない。  
ふん便性大腸菌群数については、水との接触を考慮し、☆☆☆区分について設定する。

イ ため池

区分	親水のイメージ	水質目標値			親しみやすい指標					
		化学的酸素要求量(COD)[mg/l]	全窒素[mg/l]	全燐[mg/l]	透視度[cm]	水のおい	水の色	ごみ	生物指標	
☆☆	水際での遊 びが楽 しめる	6以下	1 以下	0.1 以下	50 以上	水際 に寄っ ても 不快 でない	異常 な着 色の ない こ と	水 の華 (ア オ コ)等 の	ご み の な い こ と	オイカワ、ウチワヤンマ、 チョウトンボ、トビケラ類、 ガガブタ、クロモ、ヒルムシロ類
☆	岸辺の散 歩が楽 しめる	8以下			30 以上					フナ類、イトトンボ類、 コシアキトンボ、ミズカマキリ類 ヨシ、ガマ類、ヒシ類

## ウ 海域

区分	親水のイメージ	水質目標値						親しみやすい指標					
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) [mg/ℓ]	浮遊物質量 (SS) [mg/ℓ]	溶存酸素量 (DO) [mg/ℓ]	全窒素 [mg/ℓ]	全磷 [mg/ℓ]	透視度 [cm]	水におい	水の色	ごみ	生物指標	
												海域	干潟
☆☆	水際での遊びが楽しめる	7.8以上	3以下	5以下	5以上	1以下	0.09以下	70以上	不快でない	異常な着色のないこと 赤潮・苦潮等の	ごみのないこと	クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ	チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ
☆	海辺の散歩が楽しめる	8.3以下	5以下	10以下								ボラ、スズキ、インギンチャク類、フジツボ類	ニホイロコエビ、ゴカイ類

### 7 水質の測定方法等について

水質汚濁に関する項目の達成状況の調査に当たっては、次の事項に留意すること。

- 水質目標値については、環境基準に準じて測定、評価するものとする。
- 親しみやすい指標については、誰にでも簡便に調査できるよう、標準的な調査方法を示すこと。
- 地域ごとの達成状況を把握するため、測定地点の拡充を図ること。
- 調査結果の公表に当たっては、図やグラフを使用するなど、市民に分かりやすく表示すること。

### 8 環境目標値の達成年度について

- (1) 水の安全性に関する項目  
速やかに達成維持
- (2) 水質の汚濁に関する項目  
平成22年度を目途に達成維持

### 9 環境目標値の達成のために

環境目標値の達成のためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で可能なことから水質改善の努力をしていくことが大切である。

- 市民は、洗剤の適正量の使用、調理くずや使用済み油を流さないようにする、といった生活排水対策や、側溝や河川等にごみを捨てないなどのモラル向上が望まれる。
- 事業者は、一層の汚濁負荷削減やそのための技術開発、雨水の貯留浸透施設の導入など、環境への負荷低減の努力が重要である。
- 行政は、事業場への規制指導に加え、下水処理場における高度処理の導入、合流式下水道の改善や雨水貯留浸透の促進などを図ることが重要である。  
また、名古屋市内の水質改善のためには、水域全体を見据えた健全な水循環の回復を目指す施策や、近隣自治体との連携が重要である。

新しい環境目標値は市民に親しみやすい指標を設定した。市民一人一人が、河川、ため池などに関心を持ち、親しみやすい指標の達成状況を観察しながら水質改善活動に取り組んでいくことが望まれ、また行政はこうした市民の活動を支援する仕組みを構築する必要がある。

#### 10 今後の進め方について

毎年、環境目標値の達成状況を把握するとともに、平成22年度を目途に施策の実施状況等について点検・評価することが必要である。

さらに、環境目標値についても、水質環境の状況及び施策効果等と考慮し、平成22年度を目途に見直しを検討することが必要である。

## (資料1) 市内の河川及び海域の水質経年変化 (BOD75%値、海域はCOD75%値)

[単位: mg/ℓ]

河川名	調査地点	年 度									
		平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
荒子川	荒子川ポンプ所	8.9	8.8	9.9	9.3	8.7	9.4	9.6	10	8.8	8.0
中川運河	東海橋	9.3	9.7	8.9	6.8	9.5	8.1	9.9	10	8.8	9.2
堀 川	小塩橋	7.8	6.2	6.8	7.2	6.5	5.7	4.9	6.9	5.9	4.4
	港新橋	5.7	5.7	5.8	5.2	4.8	7.4	6.5	8.5	5.9	6.0
新堀川	日の出橋	10	9.2	7.8	8.5	5.4	5.6	6.2	11	5.2	6.4
山崎川	かなえ橋	4.1	2.8	2.9	3.2	3.5	2.6	2.1	2.8	2.5	1.8
	道德橋	7.3	5.8	6.5	4.6	4.6	4.4	5.2	8.0	7.2	4.4
天白川	新島田橋	9.2	7.8	7.2	6.9	6.2	6.6	6.2	7.6	6.5	5.0
	天白橋	7.4	6.5	6.6	8.0	7.3	6.1	7.5	9.3	6.0	6.8
	千鳥橋	5.5	5.0	6.4	5.4	4.6	4.8	5.7	8.2	8.4	2.8
植田川	植田橋	7.6	7.4	7.6	8.4	7.3	8.0	7.5	9.4	8.4	7.8
扇 川	鳴海橋	3.5	3.6	3.2	2.5	2.9	3.2	3.8	3.4	3.9	2.4
庄内川	大留橋	2.4	1.8	1.8	1.5	2.1	1.0	1.3	1.2	1.3	1.0
	水分橋	8.2	9.3	8.0	5.6	6.6	6.2	5.1	6.2	5.9	4.7
	新川中橋	9.1	8.0	7.6	6.0	6.8	6.2	3.9	5.0	5.8	3.4
	枇杷島橋	7.0	5.9	5.5	5.0	4.7	4.5	3.6	3.7	4.4	4.5
	明德橋	7.5	6.2	6.0	4.6	4.2	4.6	4.5	5.4	3.8	3.1
	庄内新川橋	4.4	3.2	3.3	2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	2.4	3.0
矢田川	大森橋	11	11	12	8.7	12	12	7.9	11	12	8.6
	天神橋	8.2	7.0	6.7	5.3	4.8	5.8	4.1	5.2	5.1	4.6
	新川中橋	7.1	6.4	6.6	4.8	5.4	5.1	4.4	7.8	4.0	4.6
香流川	香流橋	7.0	5.2	6.4	5.2	5.9	5.0	4.6	7.8	5.1	5.0
新 川	比良新橋	9.2	12	6.2	5.6	5.8	6.8	6.0	6.1	5.8	5.5
	新川新橋	12	12	8.4	9.0	11	7.4	7.2	6.4	7.8	7.0
	*萱津橋	9.6	9.7	10	8.0	6.8	6.0	5.2	8.9	8.0	5.6
	日の出橋	6.2	5.1	5.6	5.0	4.6	4.3	3.6	5.8	3.4	2.8
戸田川	新東福橋	17	17	19	15	18	16	16	14	12	12
福田川	新西福橋	10	9.6	8.2	7.2	9.5	7.5	6.6	8.7	7.0	7.0
名古屋港	潮見ふ頭北	5.0	5.7	4.6	4.7	6.6	5.4	5.9	6.4	5.7	5.9
	金城ふ頭西	3.6	3.7	3.2	3.1	3.2	3.1	3.4	3.2	3.6	2.9
	N-1(潮見ふ頭西)	3.1	4.2	3.6	6.3	5.2	5.0	6.2	4.4	4.2	3.2
	N-10(庄内川河口)	3.7	3.4	2.6	5.5	4.4	4.4	4.7	3.5	3.0	2.6
	N-11(潮見ふ頭南)	4.6	4.7	4.4	3.7	5.7	4.8	5.2	5	4.8	4.0
	*N-2	3.3	4.0	2.9	4.9	4.6	4.1	4.7	3.5	2.8	2.6
*N-3	2.4	2.4	2.0	4.7	3.3	3.6	3.8	2.9	2.6	2.2	

注1 \*印については市外調査地点であるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

注2 75%水質値とは、12個のデータを小さいものから並べたとき9番目となる値である。

## (資料2) 市内の主要なため池の水質経年変化 (COD年平均値)

[単位: mg/ℓ]

調査地点	年 度										10年 平均
	平成 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
猫ヶ洞池	6.9	6.1	7.1	7.0	5.2	6.5	6.0	6.5	6.0	4.5	6.2
大久手池	5.7	4.7	3.9	4.9	5.2	5.2	4.2	5.3	3.9	3.3	4.6
大村池	—	—	7.7	—	—	6.5	—	—	9.0	7.1	7.6
緑ヶ池	6.1	5.6	4.8	4.7	5.7	5.0	4.6	4.6	5.0	—	5.1
安田池	7.3	7.3	8.8	7.8	6.8	7.5	11	8.0	10	8.7	8.3
塚の杵池	7.6	6.3	8.5	7.2	6.9	7.4	7.8	8.5	7.9	7.0	7.5
戸笠池	9.9	6.9	6.5	8.1	9.2	8.4	11	9.4	7.8	—	8.6
新海池	12	10	5.4	7.9	8.8	7.8	12	13	8.5	10.9	14.6
琵琶池	10	19	12	13	9.4	12	11	8.2	8.5	—	11.6
蝮池	9.7	11	12	9.4	8.0	8.2	7.6	7.5	7.5	—	9.0
水主ヶ池	6.5	10	19	17	10	21	16	16	18	—	14.9
牧野ヶ池	8.5	6.7	7.0	7.3	8.1	6.9	7.3	8.4	9.8	8.4	7.8
荒池	12	9.1	9.2	10	7.5	6.9	11	9.5	6.9	—	9.1

(参考資料1)

1 水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) (付表略)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法	地域
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。)55に定める方法	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法	
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法	
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法	
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法	
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法	
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法	
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法	
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素あつては規格43.1に定める方法	
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法	
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法	
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

I 河川

①河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を用 いる水質自動 監視測定装置 によりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	規格21に定める 方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法	最確数による定 量法	
<p>備考 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml・・・のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB培養管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- "   2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- "   2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- "   3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- "   2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- "   3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当 水域
		全重鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		
備考 1 基準値は年間平均値とする。				

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml 以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水の欄に 掲げられるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/ℓ以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に定める方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以上	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以上	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全亜鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		

## II 海域

### ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下	検出されない こと。	水域 類型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法(ただし、Bタイプの工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定法はアルカリ性法)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表 10 に掲げ る方法	
備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とする。 2 アルカリ性法とは次のものをいう。 検水50mℓを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%) 1mℓを加え、次にN/100過マンガン酸カリウム溶液10mℓを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%) 1mℓとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5m ℓを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 COD(O <sub>2</sub> mg/ℓ)=0.08×[(b) - (a)]×fNa <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> ×1000/50 (a) : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(mℓ) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mℓ) fNa <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
" 2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以上	水域 類型ごとに 指定する 水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以上	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
" 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
" 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	水域類型ごとに 指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

## 2 水浴場水質判定基準 (付表略)

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100 個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400 個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満 ～50cm 以上
	水質C	1000 個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満 ～50cm 以上
不適		1000 個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm 未満*
測定方法		付表1の第1又は第2に定める方法	目視による観察	日本工業規格 K0102 の17に定める方法	付表2に定める方法

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(参考資料 2)



15 環推第 67 号  
平成15年10月24日

名古屋市環境審議会 様

名古屋市長 松原武久

名古屋市環境基本計画の見直し及び名古屋市環境基本条例に  
基づく環境目標値の設定について（諮問）

みだしのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

1 名古屋市環境基本計画の見直しについて

本市では、平成11年8月に、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき、名古屋市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきましたが、策定後の社会情勢の変化や環境意識の高まりに対応し、「環境先進都市なごや」を実現するためには、市民、事業者、行政の連携を一層強化し、市民が主体的、積極的に取り組むことができる仕組みづくり、支援策を体系的に整備する必要があります。

そこで、同条例第8条第6項の規定により、同計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

2 名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について

名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）第5条の2第1項に規定する環境目標値の設定について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

「名古屋市公害防止条例の見直しに当たっての基本的な考え方について」の答申における環境目標値のあり方について

～答申より抜粋～

環境目標値は、名古屋市が環境行政を推進していく上での基本的な指標であり、その達成には、条例に基づく措置だけでなく、総合的な施策の展開が不可欠であることから、根拠となる規定を環境基本条例に移行すべきである。

なお、環境目標値は、市が環境行政を計画的かつ総合的に推進していく上での政策上の到達目標又は指針としての性格を有するものであり、市は、その速やかな達成維持を目指した施策の展開を図る責務を有するものと考ええる。

また、環境目標値は、可能な限りすべての環境項目について設定すべきであり、その基本的な考え方は次のとおりである。

ア 人の健康の保護に関する項目については、国の環境基準に準じて設定すべきである。ただし、現行水準を下回ることがあってはならない。

イ 生活環境の保全に関する項目については、地域の実情に応じ、可能な限り、国の環境基準の上乗せ、横出し措置となるよう設定すべきである。

ウ 市は、現行環境目標値の補助指標である生物指標の見直しを図るとともに、市民にわかりやすい自然環境指標の開発に努めることが望ましい。

エ 目標値には達成目途（年次）を明記するとともに、必要があれば、別に当面の目標を定めるなど、段階的な達成を目指すことも視野にいた対応が必要である。

なお、目標値の具体的な設定項目、数値等については、あらためて市環境審議会へ諮問するなど、専門的な観点からの調査審議を経て、科学的な根拠に則り定められるべきものとする。

＜環境基本条例より抜粋＞

第5条の2 市長は、大気汚染、水質汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定めるものとする。

2 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していく上での目標又は指針として、環境目標値の達成維持に努めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により、環境目標値を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境目標値を定め、又は改定したときは、これを告示しなければならない。

(参考資料4)

### 環境目標値水質部会委員名簿

(平成17年5月現在)

	氏 名	職 業 等
委 員	大 東 憲 二 ( 部 会 長 )	大同工業大学工学部都市環境デザイン科教授
	岡 田 則 子	名古屋市立大学大学院医学研究科助教授
	佐 藤 正 孝	名古屋女子大学名誉教授
	徳 留 信 寛	名古屋市立大学大学院医学研究科教授
専 門 委 員	海 津 正 倫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	松 尾 直 規	中部大学工学部都市建設工学科教授
	八 木 明 彦	愛知工業大学工学部都市環境学科教授
	浅 井 保 司	公募委員 (大森八龍湿地自然観察会)
	篠 田 陽 作	公募委員 (ネイチャークラブ東海)

(参考資料 5)

### 環境目標値水質部会開催状況

回数	日時	場所	主な調査審議事項
1	平成 16 年 2 月 26 日(木) 午後 2 時 30 分～	市役所中会議室	○水質環境目標値の設定について ○今後の部会の進め方について
2	3 月 29 日(月) 午後 3 時 00 分～	市役所 11 会議室	○現状の環境目標値の問題点について ○市民に親しみやすい指標について
	4 月 29 日(木) 午後 2 時 00 分～	あいち N P O 交流 プラザ A 会議室	名古屋市水質環境目標値設定に係る懇談会
3	5 月 28 日(金) 午前 10 時 00 分～	市役所 11 会議室	○水質環境目標値設定に係る懇談会について ○環境基本条例に基づく水質環境目標値 (案) について
4	7 月 30 日(金) 午後 2 時 00 分～	市役所 17 会議室	○環境基本条例に基づく水質環境目標値 (案) について
	11 月 15 日(月)	部会中間とりまとめの公表	
	11 月 16 日(火)～ 12 月 15 日(水)	部会中間とりまとめに対する市民意見の募集	
5	平成 17 年 1 月 27 日(木) 午後 2 時 00 分～	市役所中会議室	○中間とりまとめに対する市民意見について ○部会報告への市民意見の反映について
6	2 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分～	市役所 13 会議室	○中間とりまとめに対する市民意見とこれに対する 部会の意見について ○部会報告書のとりまとめについて

(参考資料 6)

## 中間とりまとめに対する市民意見の概要とこれに対する部会の意見

### 【意見の募集結果】

○募集期間 平成16年11月16日から12月15日まで

○提出状況 提出者数 24人(団体含む)

提出方法 電子メール 7人 FAX 5人 郵送・その他 12人

意見数 58件

### 【意見の概要と事務局の考え方】

#### 1. 環境目標値全般について(大気・水質共通) 5件

意見の概要	部会の意見
1 環境目標値とは誰もがわかりやすいものであるべき。	公表などに当たっては、調査結果を図で示すなど、環境目標値をわかりやすく表現することが必要と考えます。〈報告7〉
2 専門的な活動をしている人にはわかるかもしれないが、一般住民にはわかりにくい。もっとわかりやすいように示して欲しい。	
3 環境目標値の設定や意義などについて、もっとPRする必要がある。ほとんど知られていないようだ。	ホームページをはじめ、様々な機会を捉えて市民へPRするよう、市に伝えてまいります。
4 環境問題は子供の頃からの教育が重要である。学校での環境教育などで環境保全活動を進め、環境目標値を達成する様にして欲しい。	実践を通して環境への関心を高めるため、学校など、環境教育の場でも簡単に使えるような調査方法を検討するよう、市に伝えてまいります。
5 騒音・振動、土壌汚染など他の項目についても環境目標値を設定して欲しい。	今回の見直しでは、大気と水質のみを対象としていますが、その他の項目については、ご要望があったことを市に伝えてまいります。

#### 2. 水の安全性に関する項目について 3件

意見の概要	部会の意見						
6 PRTR データをみると、名古屋地域の河川にはふっ素、ほう素、マンガン、亜鉛等が多く放流されている。少なくとも、ふっ素、ほう素は環境目標値に含めるべき。	「水の安全性に関する項目」につきましても、「人の健康の保護に関する環境基準を達成すること」となっており、その中にはふっ素、ほう素が含まれております。 <table border="1" data-bbox="925 1512 1284 1624"><thead><tr><th>項目</th><th>目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>ふっ素</td><td>0.8mg/ℓ以下</td></tr><tr><td>ほう素</td><td>1mg/ℓ以下</td></tr></tbody></table> その他の物質につきましても、環境目標値としては設定していませんが、常時監視の項目として調査されており、今後も把握に努めることが必要と考えます。	項目	目標値	ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
項目	目標値						
ふっ素	0.8mg/ℓ以下						
ほう素	1mg/ℓ以下						
7 環境ホルモンについて、詳細に設定すべき。	いわゆる環境ホルモンについては、現在その作用や影響については不明な点も多く、具体的な目標値の設定は困難な状況です。市内の水域における実態については、名古屋市により調査が行われておりますが、今後の研究の動向に注目する必要があると考えます。						

<p>8 「水の安全性に関する項目」について、速やかに達成するとなっているが、時期を明確にすべき。</p>	<p>「水の安全性に関する項目」につきましては、市民の健康を保護する観点から、新目標値の告示後直ちに達成することが望ましいと考えており、そのため「速やかに達成」という表現を使っています。</p>
---	---

### 3. 水質の汚濁に関する項目について 40件

#### (1) 水質の汚濁に関する項目全体について 3件

意見の概要	部会の意見
<p>9 目標値が低すぎると思う。現状でも達成しているところがあり、汚濁は限りなく小さくしていくべきだ。最終的には自然の状態に近づけることが目標としてはベストではないか。</p> <p>10 水質汚濁防止法が施行されて数年で水質は極端に改善されたが、それ以降は変わっていない。BODが5 mg/l以上の水は腐敗水であり、目標値はもっと厳しくすべき。子供達が水遊びが出来て、とった魚を食べられる川にしたい。もっと真剣に水のことを考え、厳格な姿勢で規制して欲しい。</p>	<p>今回の見直しに当たっては、すべての水域で魚が生息できることを最低条件に、現在の水質や過去の推移、水辺とその周辺の利用状況、今後の改善の可能性、などを総合的に考慮して目標値を設定しています。</p> <p>環境に対する市民の皆様の声がさらに高まり、環境意識が向上すれば、将来の見直しにおいて、より高い目標を掲げることができると思います。</p>
<p>11 今回の環境目標値について、ランクアップや感覚的な要素を取り入れたことに期待する。「真の親水性」を高め、水に親しむことが市民のモラルを向上することにつながると思う。</p>	<p>水辺に対する市民の関心が高まれば、モラル向上につながると思います。市民モニター制度などを通じて、市民の皆様が水に親しみ、水について考える機会をもてるようにすることが必要と考えます。</p>

#### (2) 項目の区分について 5件

意見の概要	部会の意見
<p>12 目標値の区分について、「水遊びが楽しめる」と「水辺でのレクリエーションが楽しめる」の区別がわかりにくい。また、BはAに、AとBはAAに含まれるので、区分をわけることについてわかりにくいのではないか。</p> <p>13 最近水質指標に数値だけでなくイメージを添える傾向にあるが、今回の環境目標値では、「水辺でのレクリエーションが楽しめる」に到達する地域が少ない、「岸辺の散歩が楽しめる」地域は実際には川に近づけるところが少ないと思う。このイメージが2010年に達成できれば市民としては非常に嬉しい。</p> <p>14 「水遊びが楽しめる」というのは良いと思うが、実際にはそれらの河川には「川にはいるな」と看板がある。役所の部門が違うとはいえ、矛盾ではないか。</p> <p>15 下流部においてもせめて「水辺でのレクリエーションが楽しめる」目標を時間をかけてでも設定すべき。</p>	<p>親水のイメージは、人がその水に近づきやすいか（触りやすいか）どうかを例示したもので、下位の活動はより上位の活動に含まれるものと考えますが、よりわかりやすくなる様、表現を変更しました。〈部会報告6〉</p> <p>また、目標値の区分は、市内の水質についてそれぞれ区分したもので、現在の整備状況や地形などによって、必ずしもイメージ通りの水辺利用ができない地域もあります。しかし、本市には藤前干潟など残された貴重な水辺もあることから、親水性や生態系に配慮した整備を進める必要があると考えます。</p>

<p>16 環境基準の類型と、環境目標値の区分について、数値が違うのにおなじ「A」などとなっており、誤解をまねくのではないか。</p>	<p>環境目標値と環境基準との混同を防ぐため、AA区分を☆☆☆区分、A区分を☆☆区分、B区分を☆区分にそれぞれ変更しました。〈部会報告6〉</p>
---	---

(3) 項目の設定について 26件

<水質目標値について> 8件

意見の概要	部会の意見
<p>17 名古屋市内のような都市河川では、BODでは評価できないのではないかと。特に、海水が混合する状態では正確な測定は出来ないのではないかと。河川もCODで評価することが必要だと思ふ。</p>	<p>BODによる評価は環境基準として全国的に採用されており、今回の目標値でも河川の項目として採用しました。</p> <p>CODにつきましては、常時監視の測定項目として、河川においても測定しています。感潮域の評価については、CODを含めたその他の方法について、今後検討が必要と考えております。</p>
<p>18 溶存酸素量について、富栄養化が進んだ水域では過飽和になっていることがあり、必ずしも高いほど良いとは言えない。森下郁子氏の提唱する「飽和度差」を併記することが合理的だと考える。</p> <p>19 河川の溶存酸素量について、A以上の5mg/lについては評価できるが、Bの3については少し甘く4でも良いのではないかと。</p> <p>20 海域Bの溶存酸素量については、中層で2mg/lを超えていない箇所があり、現状の環境目標値3mg/lを維持することを提案する。また、目標値を5mg/lとした根拠を教えて欲しい。</p>	<p>溶存酸素量については、現状では達成が難しい地点もありますが、一般に魚類が生息できる限界が3mg/l、さらに安定して生息するためには5mg/lが基準となると言われており、市内すべての水域で魚が生息できることを目標として、河川については☆区分で3、☆☆、☆☆☆区分で5mg/l以上としました。海域については、過去のデータなどから☆、☆☆両区分において5mg/lとしました。</p> <p>「飽和度差」につきましては、水深の深い水域を対象にしたもので、市内の水域の指標としては採用が難しいと考えます。富栄養化の状況については、全窒素、全磷など指標となる項目について現在も調査を行っており、今後も調査を続けるよう市に伝えてまいります。</p>
<p>21 ため池の環境目標値について、少なくともpH、DO、SSを加えるべき。</p>	<p>ため池におけるpH、DO、SSは、プランクトンや周辺環境により大きく変化し、日変動も大きいとため、全市的な「環境目標値」としては値を設定していませんが、水質調査に当たっては重要な指標として測定が必要な項目と考えます。</p>

<p>22 海域の全窒素、全燐については、達成にはほど遠く、達成のために河川についても環境目標値を設定して欲しい。</p>	<p>全窒素、全燐については、海域やため池のような閉鎖性水域における富栄養化を示す指標として目標値に採用しました。そのため、河川の「環境目標値」としては設定しておりません。</p> <p>海域へ流れ込む窒素、燐への対策としては、工場・事業場の排水に対して法律による規制が行われております。</p>
<p>23 海域Aの地域は、COD 3 mg/lを10年で2回しか達成しておらず、過去の水質からみて4 mg/lとすることを提案する。</p>	<p>名古屋港西部については、法規制による負荷削減などの水質改善効果を考慮し、現状の水質より少し厳しいCOD 3 mg/lとしました。</p>
<p>24 海域の浮遊物質について、河川に準じておらず、海域Aで15 mg/l以下、Bで20 mg/l以下として欲しい。</p>	<p>海域の浮遊物質については、過去の調査結果を見ても、河川より低い値で推移しており、海域☆☆区分で5 mg/l以下、海域☆区分で10 mg/l以下としました。</p>

<堀川について> 4件

意見の概要	部会の意見
<p>25 堀川下流部に住んでいるが、歩道から川を眺められる場所がほとんどなく、川への関心が持ちにくい。市民が眺めて「絵になる川」にして欲しい。</p>	<p>堀川につきましては、特に市民の関心も高く、「堀川水環境改善緊急行動計画」が策定されるなど、今後も水質浄化に向けたさまざまな取組が検討されています。</p>
<p>26 堀川の水質は近年改善されてきたが、水質浄化は長年の課題である。BOD 3 mg/lという目標は実現可能か。水質が良くなったと評価してよいのか。</p>	<p>溶存酸素量につきましては、魚が生息できることを目標として、☆区分で3、☆☆、☆☆☆区分で5 mg/l以上としました。現状では達成が難しい地点もありますが、様々な水質浄化の取り組みによる改善が見込まれています。</p>
<p>27 堀川上流は流量と川の形態は良いが、水質はAAに適さない。堀川中流部は盛夏にはBも難しい。</p>	<p>また、「なごや・堀川プロジェクト21」において、堀川の景観に配慮した空間整備についても提言がなされております。</p>
<p>28 堀川上中流部の溶存酸素の目標値5 mg/lというのは環境基準の2 mg/lに比べて高く、実現不可能ではないか。目標値は実現可能な数値を掲げるべきでしょうか。</p>	

<親しみやすい指標について> 12件

意見の概要	部会の意見
<p>29 親しみやすい指標を設定することはよいと思う。</p>	<p>市民が身近な水辺に関心を持ってもらえるよう、「親しみやすい指標」を設定しました。</p>
<p>30 親しみやすい指標を設定することはよいと思う。しかし、ごみについては評価方法をどうするかが重要だ。あまり縛りがきつくては、市としても相当な費用が必要ではないか。</p>	<p>「ごみ」の項目につきましては、目標としては「ごみのないこと」が望ましいと考えます。ただし、その評価については、「人が水辺を見たときに不快感を覚えるかどうか」を評価の基準として検討する必要があると考えます。</p>
<p>31 「ごみのないこと」について、一時たりともごみがない状態にするのは不可能である。ごみは景観上の問題が大きく、景観の指標としてはどうか。</p>	

<p>32 水のにおいについて、「どぶ臭、硫化水素臭など」と、具体的な臭気名称を入れる方が臨場感が出てよいのではないか。</p> <p>33 水のにおいについて、「不快でない」という表現はマイナス的で、たとえば「潮の香り」「磯の香り」といったようなプラスの表現にすることを提案する。</p>	<p>「水のにおい」については、地域の特性などによって様々な原因が考えられることから、目標として具体的な臭気名の例示はしませんでした。</p> <p>実際の調査に当たっては、どのようなにおいがしたのかについても調べる必要があると考えます。</p>
<p>34 水の色について、季節によって感潮域で白濁がみられることがあり、「苦潮様の白濁など異常な着色のないこと」と色名を入れたら良い。</p> <p>35 水の色についても、たとえば「親水利用できる色」「青い海」といったプラス思考の表現にすることを提案する。</p>	<p>河川の「水の色」については、苦潮による白濁以外にも、水質事故によって着色が見られることがあり、海域やため池のような例示はしませんでした。</p> <p>実際の調査に当たっては、どのような色であったかについても調べる必要があると考えます。</p>
<p>36 水量について、感潮河川では流れが止まるのが普通で「流れのあること」は不自然ではないか。また、安易な導水に結びつく心配があり、科学的根拠も難しいため項目として不要と考える。</p>	<p>「水量」の項目については、河川に常に自流水が流れる状態を目標としたもので、水質浄化のためには、自流水を確保することは重要であると考えます。望ましい流量についてはそれぞれの河川によって違うため、「流れのあること」という表現としました。</p>
<p>37 海域の透視度については、水際のプロムナードや護岸から眺める場合が多く、透明度を採用することを提案する。</p>	<p>「親しみやすい指標」については、特殊な装置がなくても市民が簡便に測定できることを前提としています。透視度計は比較的簡単に自作でき、水深の浅いところでも測定可能なことから、「透視度」を採用しました。</p>
<p>38 生物指標について、目につきやすい生物を記載しているが、水質を総合的にしめす底生生物の指標が不可欠と思う。</p> <p>39 淡水域の生物指標について、区分が不適切ではないか。アユとニゴイ、ニゴイとヒラタカゲロウ類などを同位に扱うべきでない。またハグロトンボはAではないか。ため池のヨシノボリ類、イトトンボ類も再考すべき。</p> <p>40 ため池について指標が設けられたが、魚類などの生息状況について、経年的な調査は行われているか。フナやオタマジャクシのような親しみやすい指標を取り入れてはどうか。</p>	<p>底生生物や付着藻類などは、指標性に優れる生物ですが、専門知識がないと種の同定が難しいという問題があり、「親しみやすい指標」としては採用しませんでした。</p> <p>今回「生物指標」の設定に当たっては、名古屋市内の水辺で比較的良好に見られる生物を、水質の区分によって分類しました。実際には、水深や流速、底質や護岸の形状など、生息環境により生物相が異なるため、必ずしも同じ区分に分類した生物が一つの地域で同時に見られるわけではありませんが、生物指標については一部変更しました。〈部会報告6〉</p> <p>生物の生息状況につきましては、名古屋市が定期的に「市内河川等生物調査」を実施しており、その結果については名古屋市環境白書で公表していません。</p>

<その他> 2件

意見の概要	部会の意見
<p>41 項目や地域区分が多く、どのように評価するかわかりにくい。以前の総合汚染度の様に、その地域が、環境上どのような状況なのかを示すわかりやすい指標があったほうがよいのではないか。</p> <p>42 BOD や溶存酸素などの項目は、一般市民にはわかりにくい。国土交通省が「水のフレッシュ度」という指標を使っているが、それを採用してはどうか。</p>	<p>水生生物の生息状況はその地域の環境を総合的に示す指標となります。</p> <p>また、地域ごとに個別の項目について評価をする方が、その地域の特性や問題点が把握しやすいと考えますが、調査結果を図などを使ってわかりやすく示すことが必要だと考えます。〈部会報告 7〉</p> <p>「水のフレッシュ度」については、名古屋市は地形上、最下流に位置するため、水質の指標として採用するのは難しいと考えます。</p>

(4) 地域区分について 6件

意見の概要	部会の意見
<p>43 香流川は全域 B となっているが必ずしもそうではないのではないか。</p> <p>44 天白川の数値は、堀川に比べて低い印象があるがこれでよいか。市民感覚とずれているように感じる。また、山崎川は新瑞橋で急に AA から B になっている。A が無いのはなぜか。</p> <p>45 荒子川では、水辺の散歩、魚釣りは日常的に多くの人を楽しんでいる。地域区分が B から A になれるようにしたい。</p>	<p>香流川につきましては、季節による水質の変動が大きく、また市外からの流入の状況を考慮して☆区分としました。また、天白川についても、現状の水質を考慮して☆☆区分としました。</p> <p>地域区分につきましては、大規模な排水の流入などにより、水質が急に変化する場合は、地域指定も不連続になる場合があります。</p> <p>市民の皆様が身近な水辺に関心を持っていただくことが、モラル向上につながり、水質改善の第一歩であると考えています。</p>
<p>46 ため池を対象としているが、ため池とはどのような池のことか。定義を教えてください。また、名古屋市内には数多くの池が存在するが、すべて調査し、評価されるのか。</p> <p>47 守山区の雨池、蛭池、新池が B ランクとなるが、付近の A ランクのため池と利用上の違いはなく、雨池は夏には A の生物指標であるガガブタが池を覆うことを考えると、ため池の地域区分については、流入先の河川ではなく、ため池ごとの利用状況等を勘案して設定すべきである。</p>	<p>水質汚濁に関する項目につきましては、名古屋市が定める「ため池保全要綱」において指定するため池が対象となりますが、調査に当たっては池の大きさなどを考慮して、計画的に実施することが必要と考えます。</p> <p>また、ため池は河川の重要な水源であるため、流入先の河川との連続性を考慮して地域区分を設定しています。</p>
<p>48 海域 AB の境界設定の根拠を教えてください。また、「市域内の海域」を「名古屋市地先の海域」という表現にすることを提案する。</p>	<p>市外から流れる庄内川、新川などを主たる流入源とする名古屋港西部地域と、市内を流域とする山崎川、天白川などが主な流入源である名古屋港東部地域とは、水環境の特性が異なるため、地域区分を分けています。</p> <p>「市域内の海域」の表現については変更しました。〈部会報告 6〉</p>

4. 目標値の評価、監視体制について 2件

意見の概要	部会の意見
49 水質目標値のpHやCODなどの適合状態を、市民が簡単に測定できる方法があると良い。	「親しみやすい指標」以外の項目につきましても、パックテストなどを利用した簡易測定方法など、市民が測定しやすい方法を紹介することが必要と考えます。
50 堀川のAA地域については、名古屋市環境白書にはデータがなく、測定地点を増やすべき。	地域区分を新たに設定した地域につきましても、監視地点の拡充を図ることが必要と考えます。〈部会報告7〉

5. 環境目標値の達成のために 3件

意見の概要	部会の意見
51 河川流量の確保や下水道の高度処理など、施設管理者との意見交換はしているか。 52 現在の様な縦割り行政では目標値の達成は難しく、市長が指導力を発揮して推進すべき。また、春日井市や合流式下水道などからの流入が主要な汚濁原因であり、市役所内の各方面への指導に加え、他の自治体への働きかけが重要だ。 53 目標値の達成については、下水道の高度処理について明記すべき。下水道が水循環に与える影響などを説明し、市民、企業、行政のアクションプランを示すべきだ。	国や近隣自治体、下水道事業者や河川、港湾管理者と、事務局である公害対策課は、定期的に意見交換の場を設けており、水質改善について働きかけを行っております。 下水道の高度処理につきましては、水質改善にとって重要な施策であり、名古屋市において順次導入を進めております。報告書の表現については変更しました。〈部会報告9〉 また、水循環の観点にたった水質浄化の施策につきましては、名古屋市において「水の環境復活プラン」として現在検討中です。〈部会報告9〉

6. 今後の進め方、その他 5件

意見の概要	部会の意見
54 今後の見直しについては、名古屋市はISO14001を推進しており、「見直しは定期的に行う」ことにすべきではないか。 55 段階的な目標設定と、永続的な検証が不可欠だと思う。	毎年の常時監視結果を見ながら、平成22年度を目途に見直しを図ることが必要と考えます。〈部会報告10〉
56 荒子川について、透視度はあるが、ごみが多く大変危険だ。不法投棄について行政で監視して欲しい。	河川への不法投棄については、現在でも土木事務所によりパトロール等が実施されています。
57 市民の憩いの場として、ため池をもっと活用できるような施策を実施して欲しい。	ため池は市内の貴重な水辺であり、今後も環境保全に努めるとともに、市民が身近な水辺として親しめるよう管理者へ働きかける必要があると考えます。
58 環境基準についても、わかりやすく改訂するよう国に働きかけて欲しい。	ご要望については、市に伝えてまいります。

(参考資料 7)

## 主な水質関係用語

### アオコ

富栄養化により、湖沼などで藍藻類<sup>らんそう</sup>などの植物プランクトンが急激に増殖し、水面が濃い緑色になる現象。

### 赤潮

富栄養化により、海などで鞭毛藻類<sup>べんもうそう</sup>や珪藻類<sup>けいそう</sup>などの植物プランクトンが急激に増殖し、海面が赤色または赤かっ色になる現象。

### 上乘せ

法律で定める許容限度より厳しい許容限度を定めること。

### 化学的酸素要求量 (COD)

水中の汚濁物質 (主として有機物) を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

### 環境基準

環境基本法は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定める公共下水道及び流域下水道であって、同法に規定する終末処理場を有するもの、また、この流域下水道に接続する公共下水道は除く。」と定義している。

### 高度処理

現在の多くの下水処理場で行っている処理方法 (標準活性汚泥法) では十分取り除くことができない、窒素や磷を取り除くための処理方法。

### 合流式下水道

下水を運ぶ方法のうち、汚水と雨水を同じ管で流す方法。雨天時に未処理の汚水が河川へ流出することが問題となっている。

### 水素イオン濃度 (pH)

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示す。

### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の汚濁物質 (主として有機物) が微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化するとき必要とされる酸素量をいい、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

## 全窒素

水中に存在する様々な形態の窒素化合物に含まれる窒素の総量。富栄養化の原因の一つ。

## 全燐

水中に存在する様々な形態の燐化合物に含まれる燐の総量。富栄養化の原因の一つ。

## 透視度

透視度計に水を入れ、上から底を透視し標識板の二重十字が見えるようになった時の底からの水面の高さ。

## 75%値（75%水質値）

年間の日間平均値の全データ（ $n$  個）をその値の小さいものから順に並べた時、 $0.75 \times n$ （整数でない場合は直近上位の整数）番目にくるデータのこと。年 12 個のデータがある場合は、小さい方から数えて 9 番目のデータとなる。

## にがしお あおしお 苦潮（青潮）

海水の底層に分布する極端に酸素の少ない水の塊（貧酸素水塊）が海面に浮上し、海水の色が乳白色を帯びた青又は緑色を呈する現象をいう。

## 浮遊物質（SS）

水に溶けない懸濁性の物質のこと。浮遊物質には無機質のものと有機質のものがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

## ふん便性大腸菌群数

水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でないものも多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すため導入された指標で、大腸菌群数より高い温度で培養する。

## 水循環

降った雨が森や池に貯められ、徐々に河川に流れ出し、あるいは地下に浸透する一方、蒸発し、また雨となって降る、という水の循環。

## 水の華

淡水域で起こる植物プランクトンによる水の着色現象。広義には、アオコや淡水赤潮などもこの現象に含まれる。

## 溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。

## 横出し

法律に定めのない項目や対象に対して許容限度を定めること。



この冊子は、再生紙（古紙配合率 100%、白色度 70%）を使用しています。